

調布市立深大寺小学校給水設備改修工事

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
M-00	図面リスト	NO SCALE	M-18	衛生設備 3階平面図 (撤去)	1/200
M-01	特記仕様書 (1)	NO SCALE	M-19	衛生設備 4階平面図 (撤去)	1/200
M-02	特記仕様書 (2)	NO SCALE	M-20	衛生設備 R階平面図 (撤去)	1/200
M-03	特記仕様書 (3)	NO SCALE	M-21	衛生設備 平面詳細図 (撤去)	1/50
M-04	案内図・配置図	1/500	M-22	衛生設備 受水槽緊急遮断弁参考図 (改修後)	NO SCALE
M-05	衛生設備 機器表・器具表 (改修後・撤去)	NO SCALE			
M-06	衛生設備 系統図 (改修後)	NO SCALE	E-01	幹線・動力設備 1階平面図 (改修後)	1/200
M-07	衛生設備 屋外配管図 (改修後)	1/500	E-02	幹線・動力設備 2階平面図 (改修後)	1/200
M-08	衛生設備 1階平面図 (改修後)	1/200	E-03	幹線・動力設備 1階平面図 (撤去)	1/200
M-09	衛生設備 2階平面図 (改修後)	1/200			
M-10	衛生設備 3階平面図 (改修後)	1/200	A-01	建築改修 配置図	1/300
M-11	衛生設備 4階平面図 (改修後)	1/200	A-02	建築改修 1階平面図	1/200
M-12	衛生設備 R階平面図 (改修後)	1/200	A-03	建築改修 2階平面図	1/200
M-13	衛生設備 平面詳細図 (改修後)	1/50	A-04	建築改修 3階平面図	1/200
M-14	衛生設備 系統図 (撤去)	NO SCALE	A-05	建築改修 4階平面図	1/200
M-15	衛生設備 屋外配管図 (撤去)	1/500	A-06	仮設配置図 (参考図)	1/300
M-16	衛生設備 1階平面図 (撤去)	1/200			
M-17	衛生設備 2階平面図 (撤去)	1/200			

調布市 営繕課 設計図承認日 令和8年5月27日

株式会社 翔設計
一級建築士事務所(東京都登録)第25192号

設計者
松橋 英之 一級建築士 第338338号

業務名称
調布市立深大寺小学校給水設備改修工事
図面名称
表紙・図面リスト

縮尺
NO SCALE

図面NO
M-00

特記仕様書

第1編 共通事項

第1章 工事概要

- | | | |
|-----|------|------------------------------|
| 1.1 | 工事件名 | 調布市立深大寺小学校給水設備改修工事 |
| 1.2 | 工事場所 | 調布市立深大寺小学校 調布市深大寺元町5丁目16番地21 |
| 1.3 | 敷地面積 | 11,484.00㎡ |
| 1.4 | 建物概要 | |

建物名称	深大寺小学校		
建築構造	鉄筋コンクリート造		
地上階数	4階		
地下階数			
建築面積			
延床面積	4,883	㎡	
備考			

1.5 工期

(3)気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（該当現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方__東京__府中地点」におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（少数点以下第一位を四捨五入する。))が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。

1.6 備考

(2)本工事は、現場閉所により実施する「週休2日制工事」ではない。

1.7 工事種目別概要

- | | |
|-----|--|
| (1) | 給排水衛生設備工事 <ul style="list-style-type: none">飲水栓の直結給水化工事 老朽化した給水配管の改修 緊急遮断弁、揚水ポンプの撤去・新設 高置水槽の撤去・新設 校長室、応接室及び職員室用排水配管の撤去・新設 上記に伴う配管工事 |
| (2) | 電気設備工事 <ul style="list-style-type: none">更新対象の設備機器のブレーカー撤去・新設 増圧ポンプ新設に伴う、電源・警報盤の新設 上記に伴う配管・配線工事 |
| (3) | 建築工事 <ul style="list-style-type: none">保健室の流し台撤去・新設 設備工事に伴う建築工事 |

第2章 一般事項

調布市では、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築・運営し、調布市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。環境マネジメントシステムについては、東京都環境局ホームページを参照する。

2.1 適用範囲

(1)本特記仕様書では、「令和8年版 東京都（建築・電気設備・機械設備）工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。

(2)本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。

(3)本特記仕様書の各項目における●については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について

本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い

契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めた時には、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は、発注者の指示による。

2.4 成績評定について

調布市請負工事成績評定要綱（平成17年3月3日要綱第15号）に基づく工事成績評定については、次による。
● 対象

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

(1)監督員または監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために各種点検、調査等を行う場合、もしくは現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに立ち会い協力しなければならない。

2.8 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第17条から23条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン(建築工事編)」（東京都）によることとする。「工事請負契約設計変更ガイドライン(建築工事編)」（東京都）については、東京都財務局ホームページを参照する。

2.9 読み替え

標準仕様書中、「東京都契約事務規則第37条第1項」とあるのは「調布市契約事務規則第29条」と、「東京都検査事務規程第2条第2号」とあるのは「調布市工事等検査事務規程」と、「東京都の競争入札参加有資格者」とあるのは「調布市の競争入札参加有資格者」と読み替えるものとする。

また、「受注者等提出書類処理基準」とあるのは「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要（調布市総務部）並びに「工事提出書類一覧」領」（調布市総務部営繕課）と読み替えるものとする。

第4章 施工区分

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の取扱いは、次による。

● 発注者の支給とする。

4.3 受注者事務所等

本工事で、女性活躍などを支援する機械設備工事現場の環境整備として、作業員用の快適に利用できる水洗洋式トイレ、女性作業員用の更衣室等を設置する場合は、契約後の協議とする。

なお、これによる設計変更手続きは、「2.8 設計変更等」による。

第2編 工種別事項

第1章 一般事項

第1節 総則

1.1.1 官公署その他への届出手続等（標準仕様書1.1.1.4）
工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

1.1.2 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）

(1)本工事が調布市議会上程案件の場合、調布市議会で可決され契約を締結するまで、配置予定の監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者」という。）は、他の工事に専任で従事することができる。

(2)建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。

●請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）

●工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。

●橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場制作を含む工事全般について、工場制作のみが行われている期間
当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

●工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(3)専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

(4)本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置については、次のとおりとする。

○認めない

●認める。特例監理技術者を配置しようとする場合は、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）及び監理技術者補佐の配置要件について）」による。

1.1.3 工事の下請負（標準仕様書1.1.1.6）

一般ガス導管事業者が受注したガス工事については、標準仕様書「1.1.1.6工事の下請負」(1)及び工事請負契約書第5条「一括委任又は一括下請負の禁止」の規定を適用しない。

1.1.4 工事実績情報の登録（標準仕様書1.1.1.7）

契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(コリンズ)に基づく工事実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般 財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

なお、工事実績情報システム(コリンズ)への技術者データの登録にあたり、現場代理人の「従事期間」は現場への常駐期間、監理技術者等の「従事期間」は配置期間を原則とする。
【登録先】 JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。

1.1.6 施工体制台帳等（標準仕様書1.1.1.10）

施工体系図には、一次下請人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載する。

1.1.7 関連工事等の調整（標準仕様書1.1.1.11）

本工事の施工に伴う別契約の関連工事は、次のとおりである。

●なし

1.1.8 建設副産物の処理（標準仕様書1.1.1.16）

(1)建設副産物の取扱は、次による。

ア 建設副産物の処理

受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン(島しょ地域版)」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再利用・再生利用及び適正処理に努める。

イ 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項

受注者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。

なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。

(7)工事概要等

工事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。

(4)建設副産物の種類、リサイクル方法等

建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬

(7)建設副産物等の運搬・処理業者

運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。

(1)現場での分別

工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ごみ、ビンカン類、その他の一般廃棄物の分別方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。

(4)解体工事計画

建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。

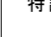
ウ 施工計画書の添付書類

受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。

(7)再生資源利用計画書

受注者は、「建設副産物情報交換システム」（以下「コプリス・プラス」という。）により作成する。

- 土砂を搬入する工事
- 碎石を搬入する工事
- 加熱アスファルト混合物を搬入する工事

件名	調布市立深大寺小学校給水設備改修工事			
特記仕様書（1）	S=NON	令和8年度	令和8年5月	No
	調布市総務部営繕課			M-01

(イ) 再生資源利用促進計画書

受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する。

- ①建設発生土を搬出する工事
- ②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
- ③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト及びその他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事

(ウ) 再生資源利用促進計画書の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）

(エ) 建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を100m3以上搬出する場合）

受注者は、本工事から建設発生土を100m3以上搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」（東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式）を提出しなければならない。

なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。

(オ) 告知書

(カ) 建設リサイクル法第13条及び省令第7条に基づく書面

(キ) 汚染土壌の処理

受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成132年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。

エ 建設リサイクル法に係る手続

受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。

オ 有害物質のチェック

受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。

カ 工事情報の登録等

○ 本工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行い、その都度「コブリス・プラス登録済確認書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。また、受注者は、コブリス・プラス若しくは国土交通省ホームページに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。

（問合せ先）
一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター（カスタマーセンター）
所在地 〒107-8416 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル14階
電話03-6261-4324
https://www.recycle.jacic.or.jp
E-mail recycle@jacic.or.jp

キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の揭示

関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示する。

ク リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。

(7) 再生資源利用実施書

受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。

なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- ①土砂を搬入する工事
- ②碎石を搬入する工事
- ③加熱アスファルト混合物を搬入する工事

(イ) 再生資源利用促進実施書

受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。

なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- ①建設発生土を搬出する工事
- ②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
- ③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト及びその他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事

(ウ) リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。

なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

- ①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
- ②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合
- ③現場内で分別を行わない場合

(エ) 搬入完了報告書（鳥しよにおける工事の場合）

ケ マニフェスト等の提示

(7) マニフェストの掲示

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

(イ) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

(ウ) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を運搬する場合においてマニフェストを交付するの必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提示する。

その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。（具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。）

(エ) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提示する。

(2) 建設副産物の処理は、次による。

ア 現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。

(7) 建設発生土の再利用

埋戻し土及び盛土については、次による。
受注者は、土材料を工事現場に搬入する場合、搬入元の管理者に対して受領書を交付する。
指示が無い場合は建設発生土の使用を標準とし、建設発生土の品質、適用用途等は「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）によるものとする。
指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、建設発生土を搬出する同一の搬出先から土材料を調達すること（セット利用）を原則とする。
上記により難い場合は、監督員と協議するものとする。
○ 現場で発生した建設発生土を使用する。

ウ 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。

- (1) 有価物を売渡する場合
売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。
なお、建設副産物として処分する場合は、適切に処理をすること。（有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日環循規発第2104141号）等を参照する。）

オ せっこうボードの処理方法は、次による。

(7) せっこうボードの撤去に際しては、せっこうボードの裏面に印刷されている製造会社名等により、石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。含有が確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。

(4) (7)以外の石膏ボードの処理は次による。

- 最終処分場とする。

1.1.9 過積載の防止（標準仕様書1.1.1.17）

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

1.1.10 保険の加入及び事故の補償（標準仕様書1.1.1.19）

本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付きなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。
※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険(労災保険)とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

第2節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表（標準仕様書1.1.2.1）

着手に先立ち、工程表（全体・月間・週間）を作成し監督員に提出すること。

1.2.3 工事の記録等（標準仕様書1.1.2.4）

(1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

- 作成する。
- (2) 写真帳の提出は、次による。
- 提出する。
- なお、写真帳とは工事記録写真を工種、区分ごとに施工順序に従い系統だって整理し、必要に応じてキープラン、説明図を添付したものである。
- (3) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は次による。
受注者が電子黑板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黑板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。
なお、申請時には電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）に関する資料を添付するものとする。

ア 対象機器の導入

使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2章写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。
なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載されている技術を使用することをいう。
「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」については、CRYPTRECホームページを参照する。

イ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。

ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」については、JACICホームページを参照する。
エ 本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。

第3節 工事現場管理

1.3.2 施工条件（標準仕様書1.1.3.4）

(3) 施工条件は、次による。

ア 校庭掘削工事については、学校閉庁期間中（2026年8月7日から8月14日）に行い復旧・開放すること。
イ 断水作業については、学校閉校期間及び日曜、祝日に行うこと。
ウ 工事中は、児童・施設関係者及び利用者等の安全に留意し事故のないように十分に気を付けて施工すること。
エ 契約書第34条の規定による部分使用は受注者の承諾を得て善良なる管理者の注意をもって行う。
オ アンカー、はつり補修を行う際の使用機器は、集塵機能付の機器を使用すること。
カ 騒音作業及び振動作業は、事前に施工方法及び作業日程を調整のうえ実施すること。
キ 各水飲み場の開放については、水質検査合格後とすること。

1.3.3 施工中の安全確保（標準仕様書1.1.3.6）

「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）については、次による。

- 本工事の受注者を指名しない。
なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
また、「労働安全衛生法」第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。

ア 統括安全衛生責任者
イ 元方安全衛生管理者
ウ 店社安全衛生管理者

1.3.4 石綿を含有する資材等の調査（標準仕様書11.1.4.1）

石綿含有建材の事前調査及び撤去等の取扱いについては、標準仕様書「11.1.4.1 石綿を含有する資材等の調査」及び東京都建築工事標準仕様書「1.5.1 事前調査」、「第29章 石綿除去工事」の当該事項による。

- (1) 本工事の対象である建築物その他の施設において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。
- なし

件名	調布市立深大寺小学校給水設備改修工事			
特記仕様書（2）	S=NON	令和8年度	令和8年5月	No
				M-02

(2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。

また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。また、報告した旨を示す書類（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。

（参考）

【報告対象となる工事】

- 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。

※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。

詳細は、厚生労働省ホームページ「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局ホームページ「東京都アスベスト情報サイト」等を参照

工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。

なお、新たに分析調査を行う場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

(3) 分析方法は、次による。

「建材中の石綿含有率の分析方法について」〔平成18年8月21日付け基発第0821002号（厚生労働省）（令和3年12月22日付け基発1222第18号により一部改正）参照〕

- ・JIS A 1481-1（定性分析）
- ・JIS A 1481-2（定性分析）
- ・JIS A 1481-3（定量分析）
- ・JIS A 1481-4（定量分析）
- ・JIS A 1481-5（定量分析）

試料採取に際して、石綿の飛散防止を徹底するとともに、採取後は石綿飛散防止剤（固化剤）を散布し、粉じんが飛散しないよう補修する。

本工事であらかじめ分析調査を指定する箇所は次による。

- なし

第4節 機器及び材料

1.4.1 環境への配慮（標準仕様書1.1.4.1）

(1) 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。

「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。

ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。

(7) 特別品目

- 環境配慮形（EM）電線・ケーブル
- 再生クラッシャーラン
- 再生粒度調整砕石

(4) 特定調達品目

- 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管
- 衛生器具（自動水栓、自動洗浄装置及びその組み込み小便器、洋風便器）
- 節水器具（節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ、流量調整弁）
- 給水栓（節水コマ内蔵水栓、定流量弁内蔵水栓、泡沫機能付水栓、時間止め水栓、定量止め水栓、自動水栓（自己発電機構付）、自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）、手元止水機構を有する水栓、自動水栓（自己発電機構付）、自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）、手元止水機構を有する水栓）

イ 受注者は、ア以外のもので「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。

ウ 受注者は、環境物品等の各品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。

第5節 施工

1.5.1 排出ガス対策型建設機械（標準仕様書1.1.5.6）

総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資料を添付する等により、適合状況が確認できるようにする。

1.5.2 低騒音・低振動型建設機械（標準仕様書1.1.5.7）

総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資料を添付する等により、適合状況が確認できるようにする。

1.5.3 化学物質の濃度測定（標準仕様書1.1.5.8）

化学物質の濃度測定は、次による。

- 測定は行わない。

第6節 しゅん功图等

1.6.1 完了時の提出図書（標準仕様書1.1.8.1）

- (1) しゅん功図は、次による。
 - 作成する。（「1.6.2 しゅん功図」による。）
- (2) しゅん功写真の作成は、次による。
 - 作成しない。
- (3) 保全に関する資料は、次による。
 - 作成する。（「1.6.3 保全に関する資料」による。）

1.6.2 しゅん功図（標準仕様書1.1.8.2）

しゅん功図の種類、内容及び提出部数は、次による。

(1) 図面の種類（該当のない種類は作成しない。）

ア 屋外配管図

イ 各階平面図及び図示記号

ウ 主要機械室平面図及び断面図

エ 便所詳細図

オ 各種系統図

カ 主要機器一覧表（品名、製造者名、形状、容量又は出力、数量等）

キ ボイラー、冷凍機、昇降機等の主要機器図

（監督員の承諾を受けた製作図をもって機器図としてもよい。）

ク その他必要な図面

(2) 様式

しゅん功図の原図の様式は、設計図書に準じた寸法、縮尺、文字、図示記号等を用い、CADで作成したものとす。

（製作図をしゅん功図として提出する場合は、その原図を省略することができる。）

(3) 提出部数

ア 電子データ版 （CD-R等） 1 部

1.6.3 保全に関する資料（標準仕様書1.1.8.3）

(1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。

イ その他の保全に関する資料

- 予備品等引渡し通知書
- 試験成績書
- 官公署届出書類（副本）
- 官公署届出書類の写し
- 鍵・備品・工具リスト
- 保証書
- 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）
- 機器完成図

※1部提出すること。

1.6.4 電子納品（標準仕様書 1.1.8.4）

(3) 設計図CADデータの貸与の適用は、次による。

- 貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。

(4) 電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の納品については、次による。

電子黒板写真並びに電子黒板写真を管理したビューアソフトは、工事完成時に電子納品対象成果物として納品する。

なお、納品時にJACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板

写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出する。

JACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）については、JACICホームページを参する。

【機械設備工事】

第2章 工事種目別特記事項

1.1.6.3 総合試運転調整

総合試運転調整の項目は、次による。

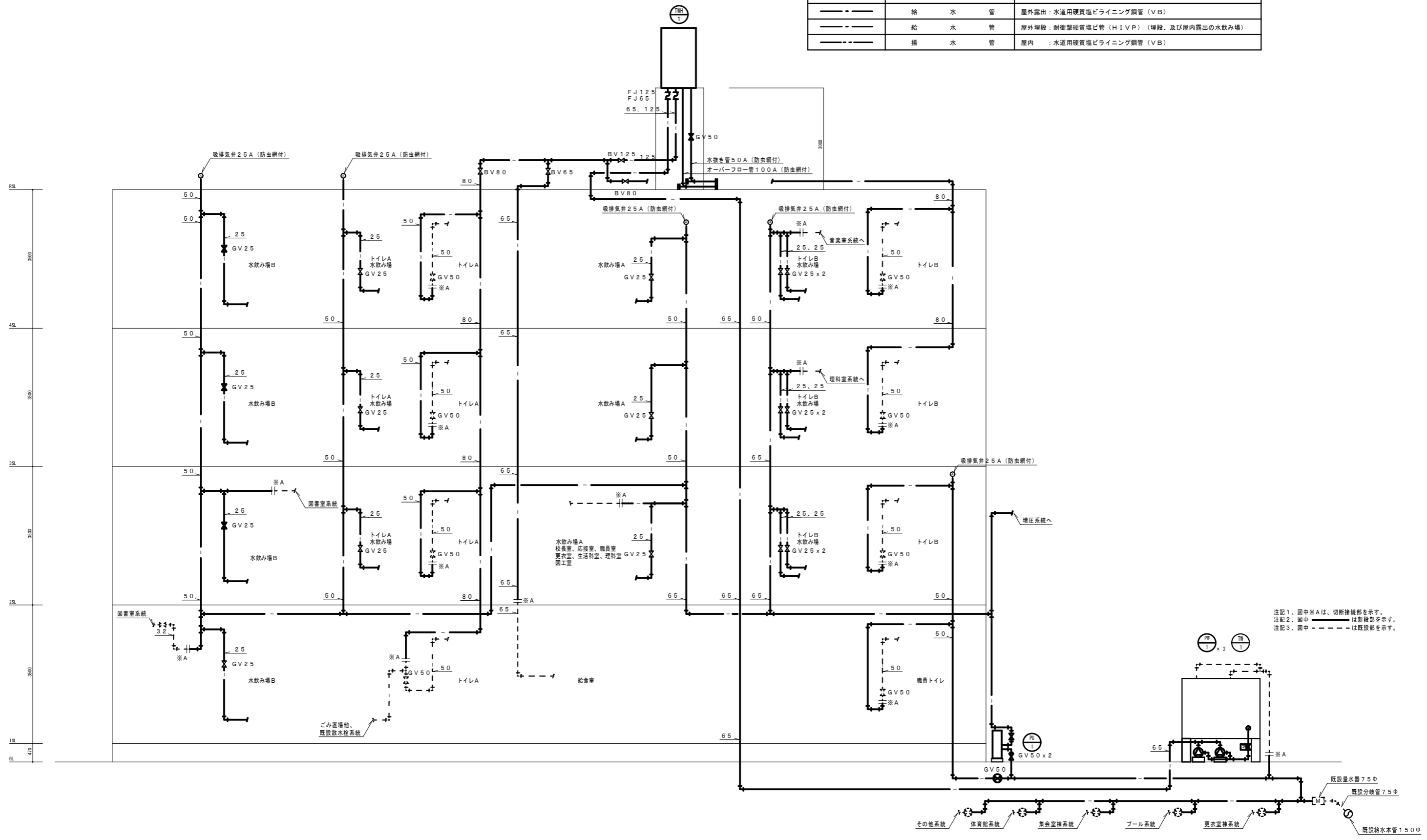
- ・水量調整
- ・飲料水の水質測定（水道法規定項目）

11.3.1.1 養生範囲

各室内、机上、廊下等の屋内作業箇所、作業通路・搬入通路の養生及び清掃を行うこと。

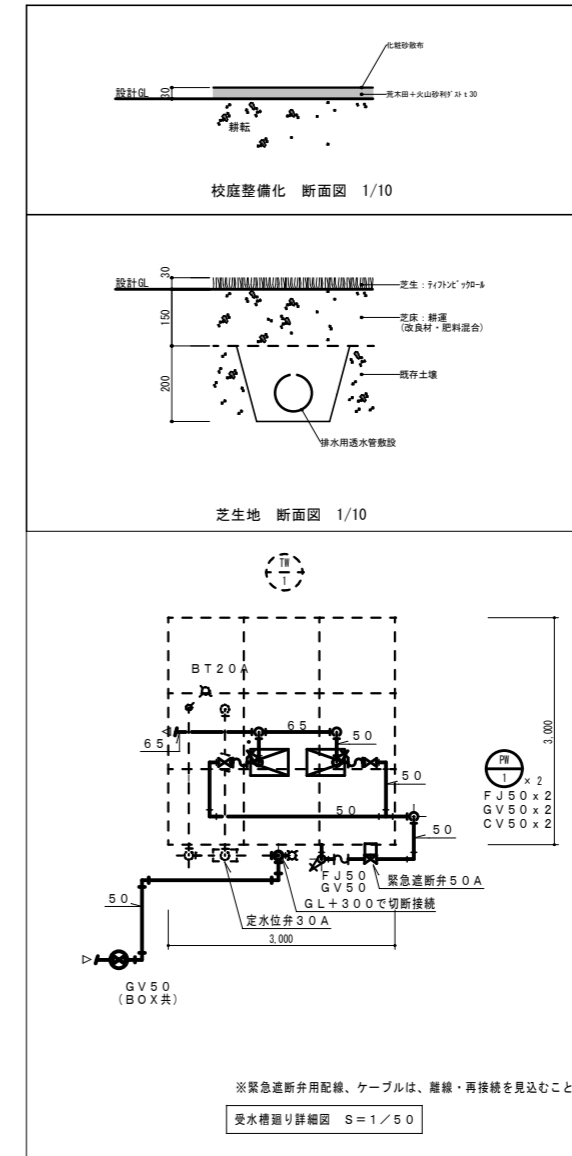
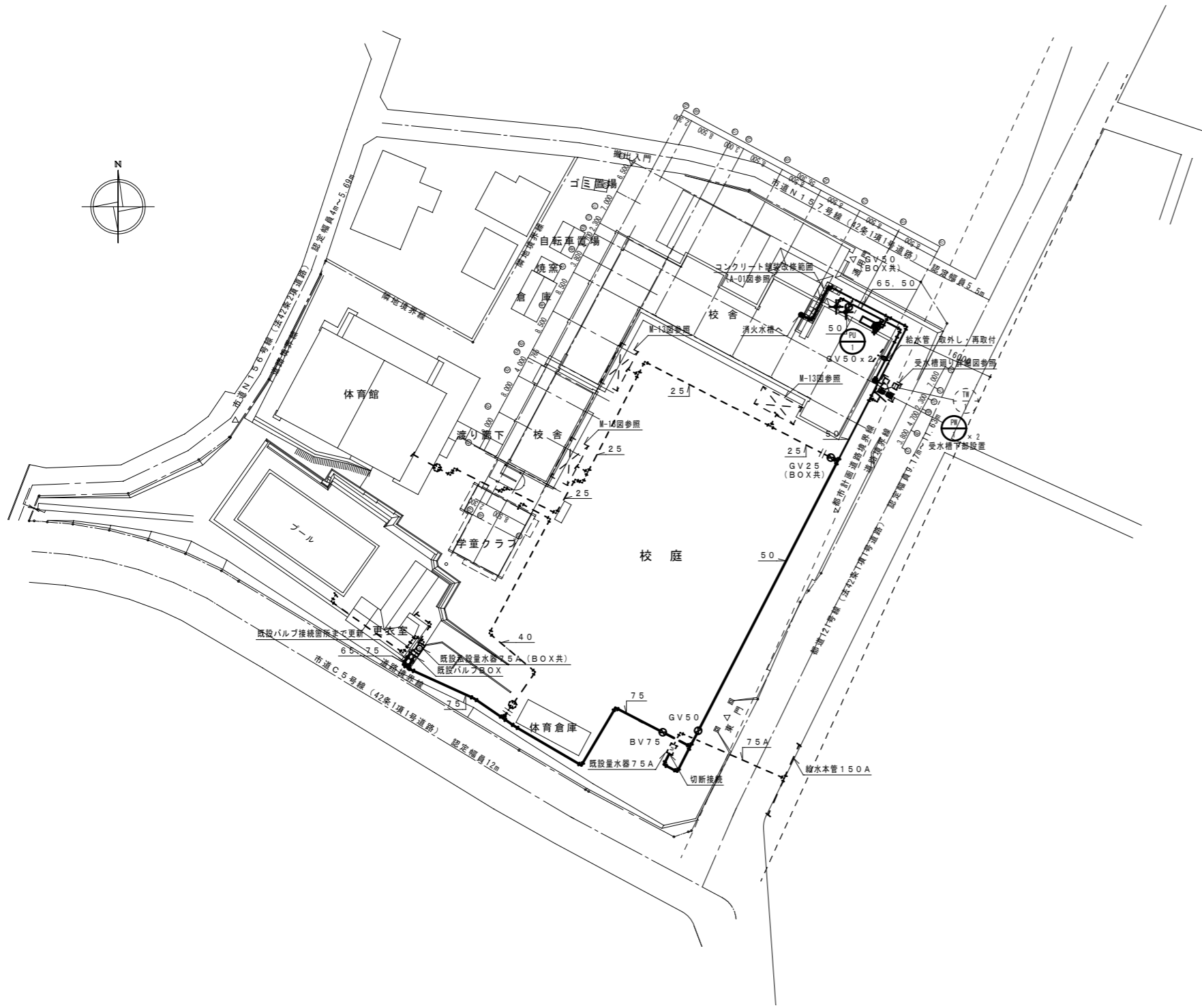
件名	調布市立深大寺小学校給水設備改修工事			
特記仕様書（3）	S=NON	令和8年度	令和8年5月	No
				M-03

記号	名称	備考
— — — —	給水管	屋内：水道用硬質塩ビライニング鋼管 (VB)
— — — —	給水管	屋外露出：水道用硬質塩ビライニング鋼管 (VB)
— — — —	給水管	屋外埋設：耐衝撃硬質塩ビ管 (HIVP) (埋設、及び屋内露出の水飲み場)
— — — —	揚水管	屋内：水道用硬質塩ビライニング鋼管 (VB)



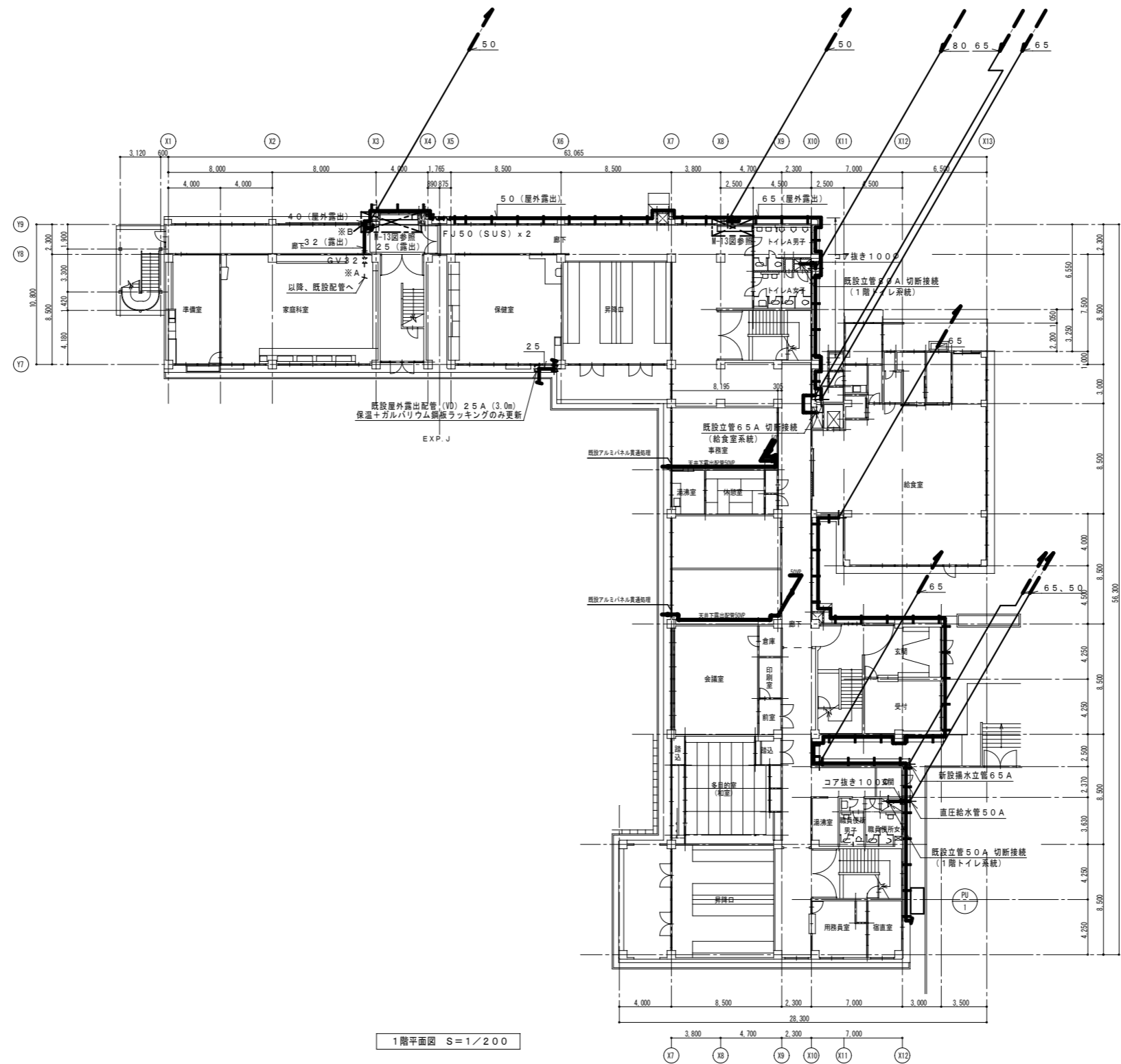
注記1、図中※Aは、切断接続部を示す。
 注記2、図中 — — — — は新設部を示す。
 注記3、図中 - - - - は既設部を示す。

※校庭掘削工事については、学校閉庁期間中（2026年8月7日から8月14日）に行い復旧・開放すること。

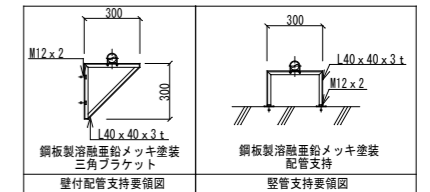


注記1、図中——は新設部、更新部を示す。
 注記2、図中---は残置部、既設部を示す。
 注記3、図中| |は切断接続部を示す。
 注記4、図中XXXXは舗装切込み補修M-1000 (A-01図参照)

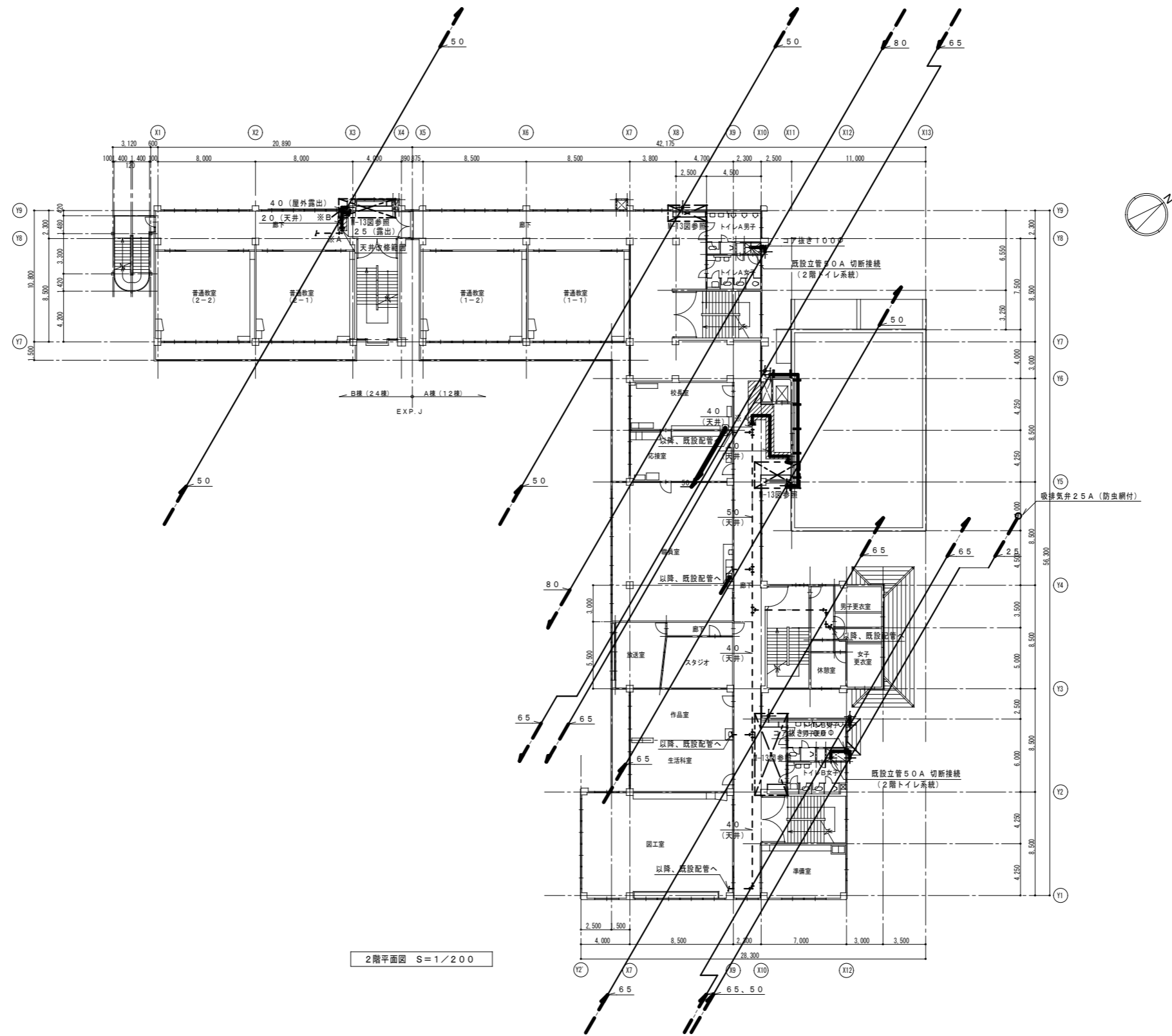
件名	調布市立深大寺小学校給水設備改修工事		
屋外配管図 (改修後)	S=1/500	令和8年度 令和8年5月	No 調布市総務部営繕課 M-07



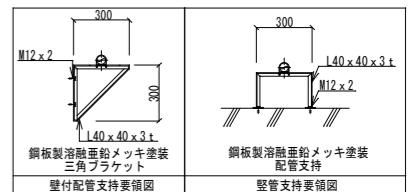
1階平面図 S=1/200



注記1、図中※Aは、切断接続部を示す。
 注記2、図中※Bは、アルミバネル貫通部を示す。
 (意ガラスーアルミバネル更新はA-02図参照)
 注記3、図中 — — — は新設部、更新部を示す。
 注記4、図中 - - - は残置部、既設部を示す。
 注記5、図中 ≡ は外壁横引配管架台を示す。
 注記6、給水立管(新設)の支持は各階毎に設けること。

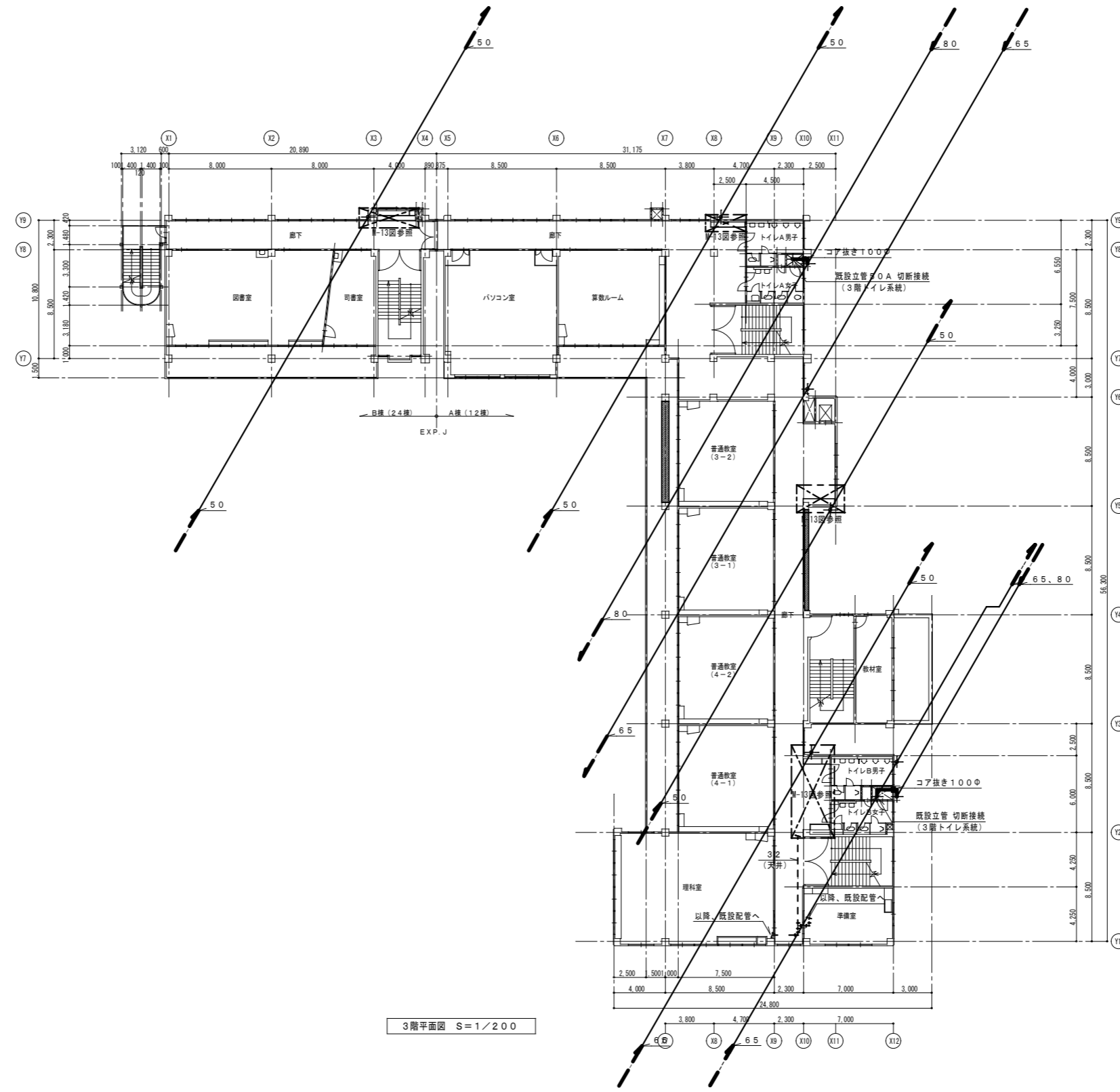


2階平面図 S=1/200



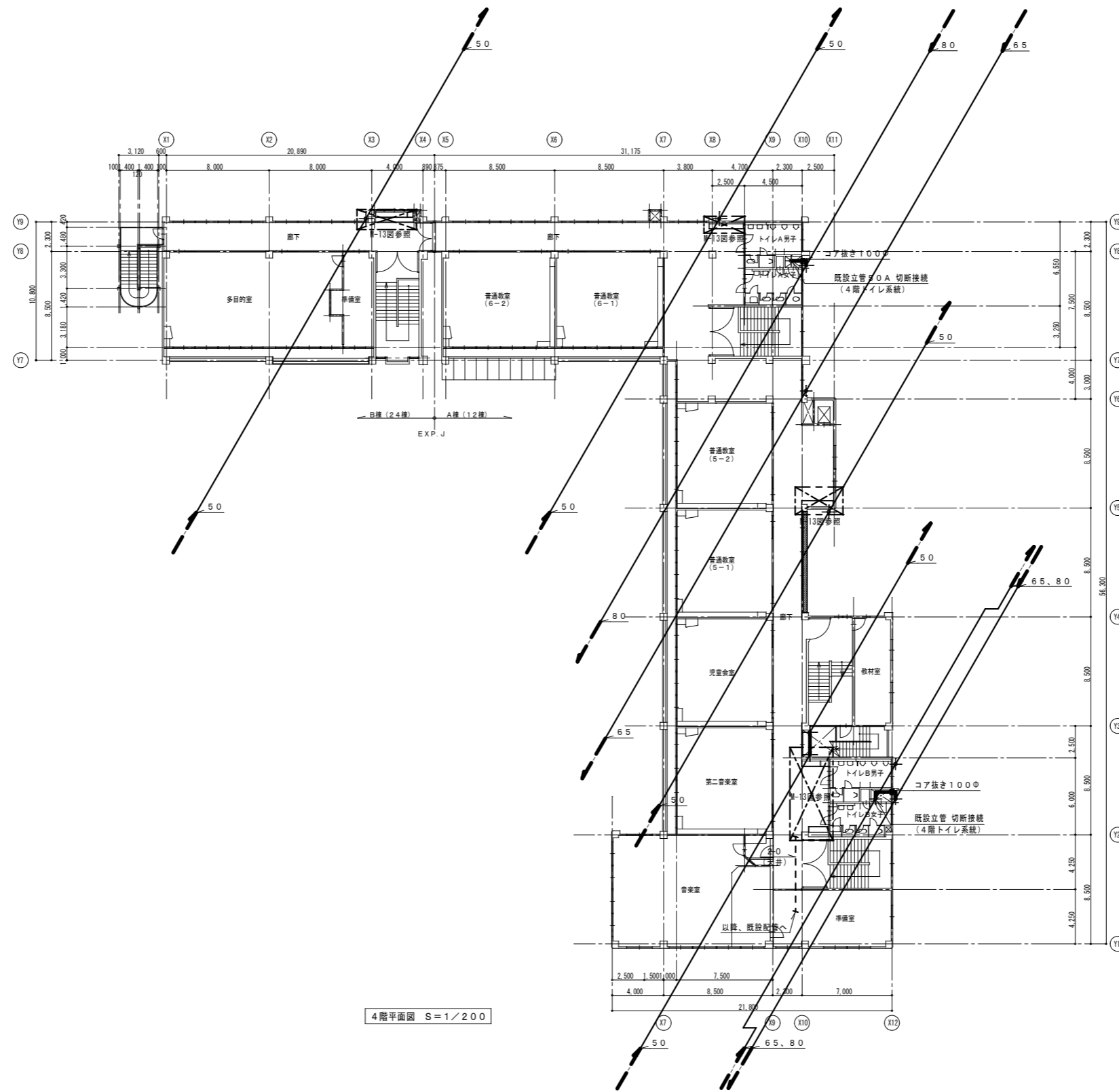
- 注記1、図中※Aは、切断接続部を示す。
- 注記2、図中※Bは、アルミパネル貫通部を示す。
(窓ガラスアルミパネル更新はA-03図参照)
- 注記3、図中——は新設部、更新部を示す。
- 注記4、図中- - -は残置部、既設部を示す。
- 注記5、図中□は外壁構引配管架台を示す。
- 注記6、給水立管(新設)の支持は各階毎に設けること。
- 注記7、図中////は天井断り補修H=600(A-03図参照)

設計者 株式会社 翔設計 一級建築士事務所(東京都登録)第25192号	設計者 松橋 英之 一級建築士 第338338号	業務名称 調布市立深大寺小学校給水設備改修工事	図面NO M-09
		図面名称 衛生設備 2階平面図(改修後)	縮尺 S = 1/200



3階平面図 S=1/200

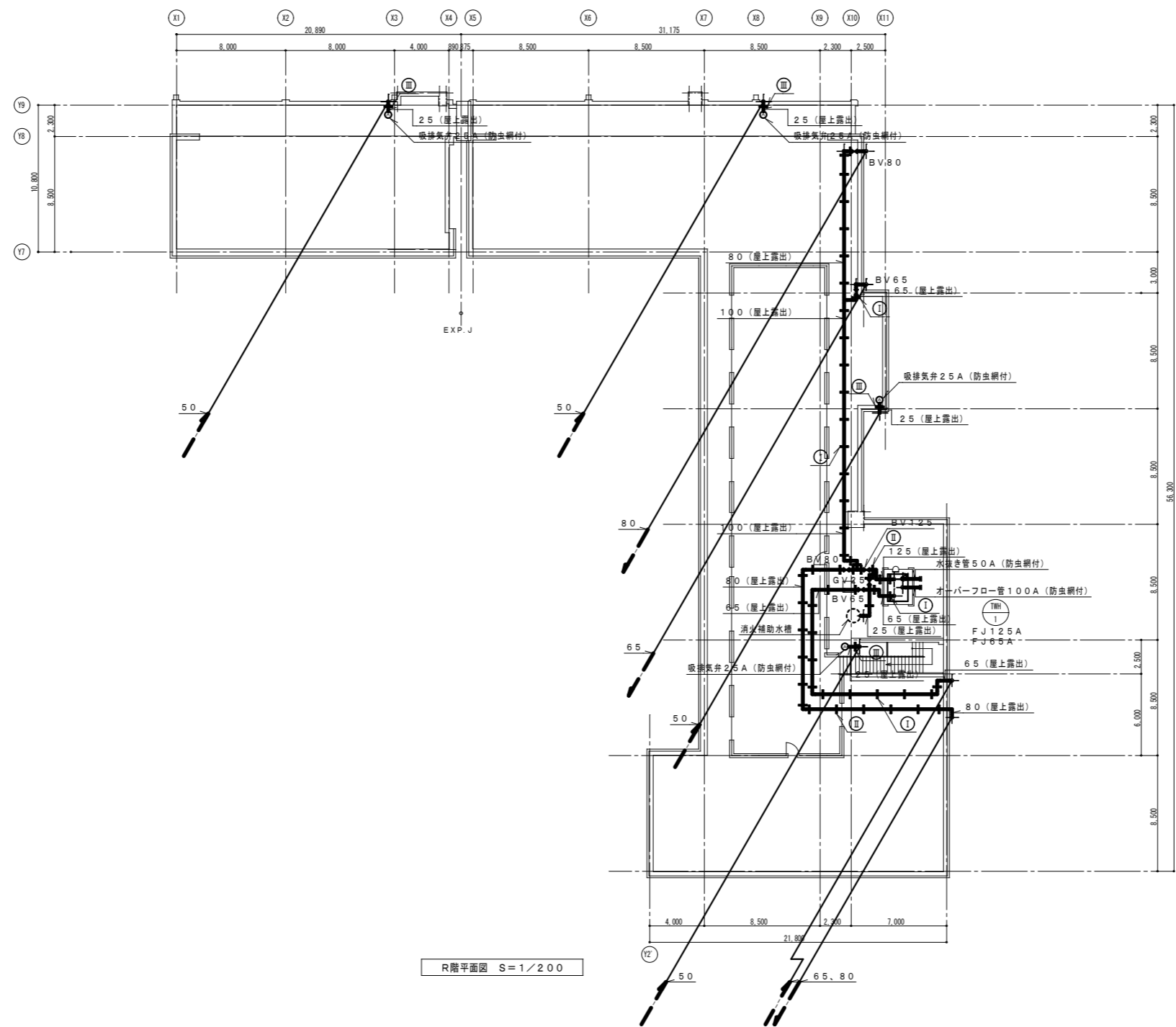
- 注記 1、図中※Aは、切斷接続部を示す。
- 注記 2、図中※Bは、アルミパネル貫通部を示す。
(窓ガラスアルミパネル更新はA-04図参照)
- 注記 3、図中——は新設部、更新部を示す。
- 注記 4、図中- - -は残置部、既設部を示す。
- 注記 5、給水立管(新設)の支持は各階毎に設けること。



4階平面図 S=1/200

- 注記 1、図中※Aは、切断接続部を示す。
- 注記 2、図中※Bは、アルミハネル貫通部を示す。
(窓ガラスアルミハネル更新はA-05図参照)
- 注記 3、図中 ——— は新設部、更新部を示す。
- 注記 4、図中 - - - は残置部、既設部を示す。
- 注記 5、図中 ≡ は外壁横引配管架台を示す。
- 注記 6、給水立管(新設)の支持は各階毎に設けること。

		株式会社 翔設計 <small>一級建築士事務所(東京都登録)第25192号</small>	<small>設計者</small> 松橋 英之 一級建築士 第33838号	<small>業務名称</small> 調布市立深大寺小学校給水設備改修工事 <small>図面名称</small> 衛生設備 4階平面図(改修後)	<small>図面NO</small> M-11 <small>縮尺</small> S = 1/200
--	--	--	---	--	---

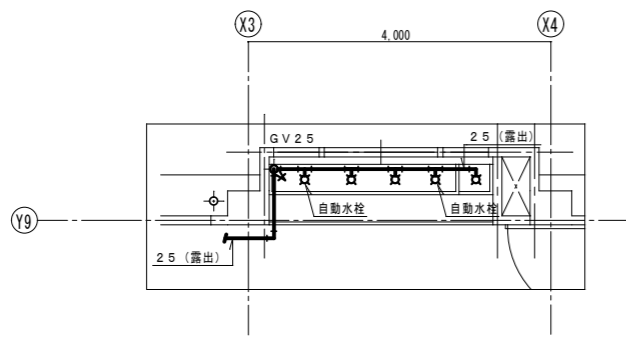


R階平面図 S=1/200

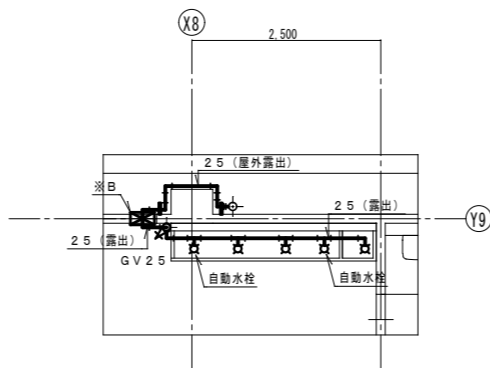
配管支持鋼材
L40 x 40 x 3 t
普通コンクリート
プレート
50x50x6t
ゴムシート
50x50x10t
鋼板製溶融亜鉛メッキ塗装
配管支持

配管支持要領図				
番号	使用鋼材	W寸法	H寸法	個数
①	L40 x 40 x 3 t	400	500	14
②	L40 x 40 x 3 t	500	500	39
③	L40 x 40 x 3 t	300	500	6

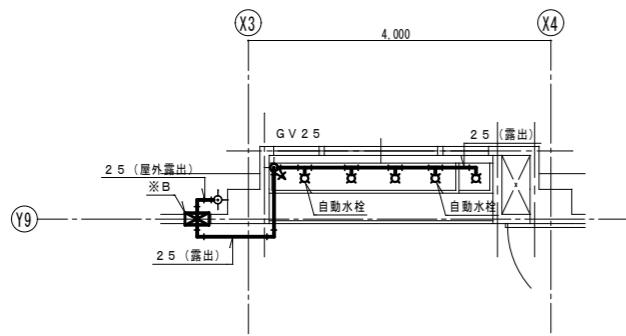
注記1、図中※Aは、切断接続部を示す。
注記2、図中 **——** は新設部、更新部を示す。
注記3、図中 **- - -** は残置部、既設部を示す。



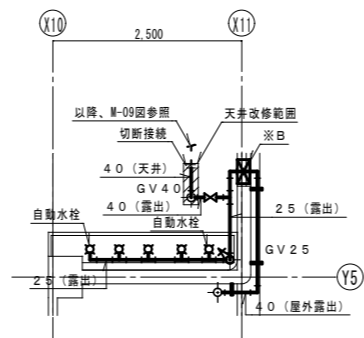
1、2階 水飲み場B



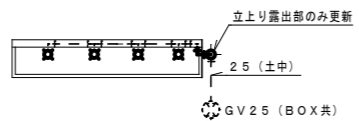
1～4階 トイレA水飲み場



3、4階 水飲み場B

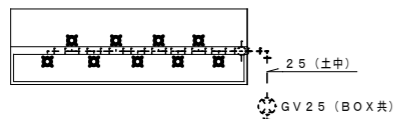


2階 水飲み場A



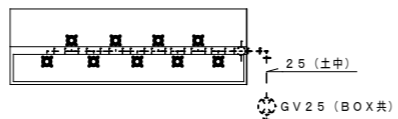
注記1、屋外露出配管はVDとし、保温・塗装なしとする。

家庭科室前屋外流し



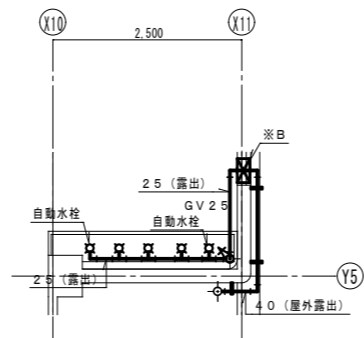
注記1、水栓のみ更新とする。

保健室前屋外流し

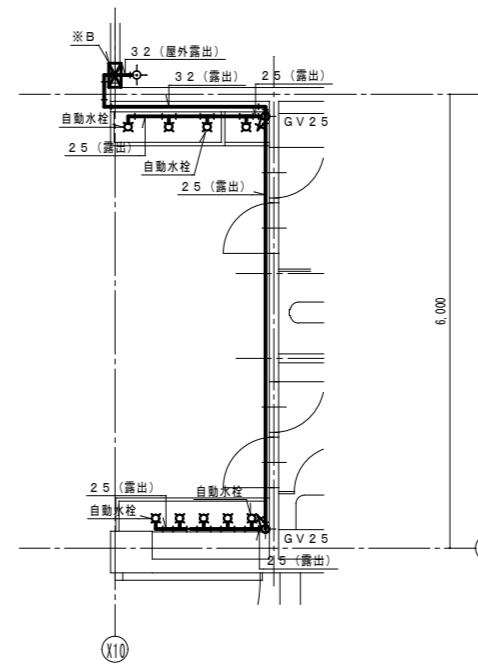


注記1、水栓のみ更新とする。

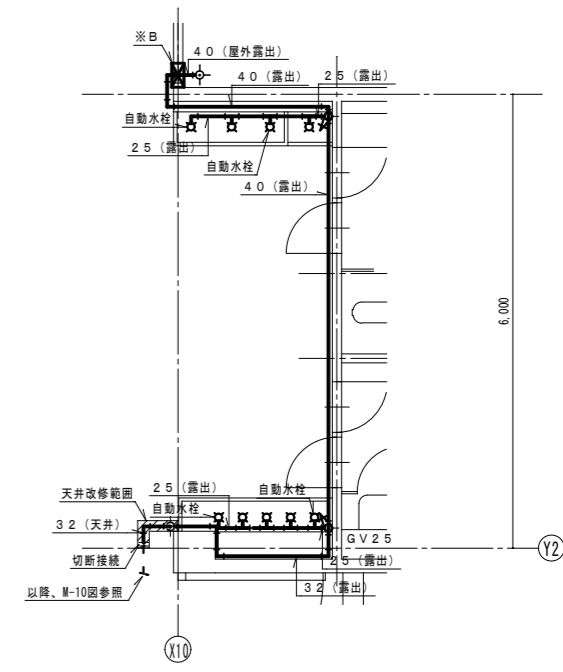
普通教室前屋外流し



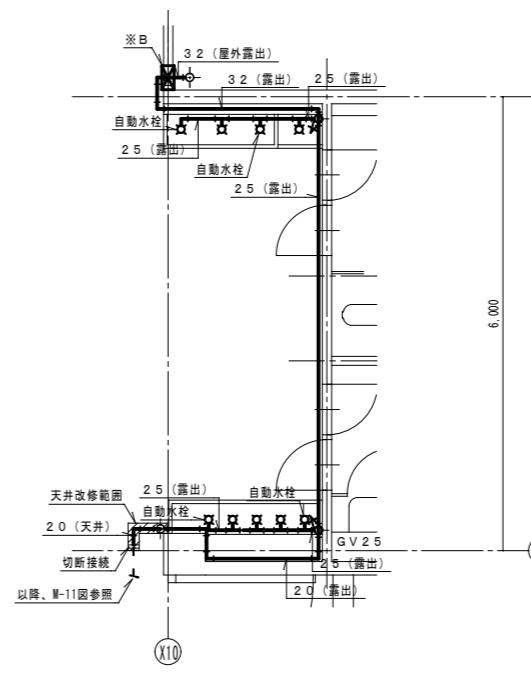
3、4階 水飲み場A



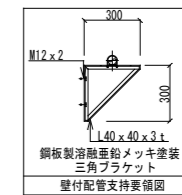
2階 トイレB水飲み場



3階 トイレB水飲み場

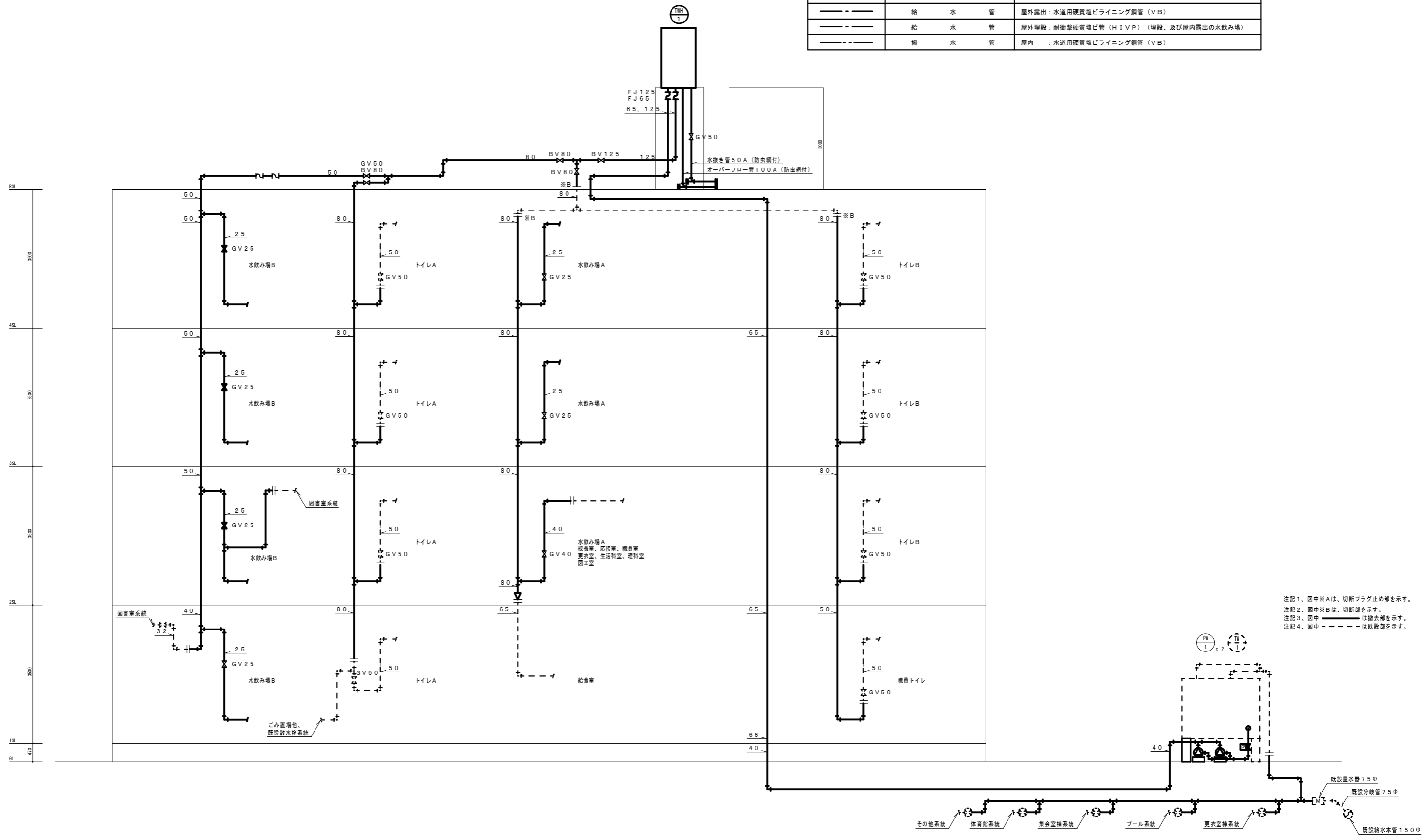


4階 トイレB水飲み場



注記1、図中※Bは、アルミパネル貫通部を示す。
 (窓ガラス=アルミパネル更新はA-02.03.04.05図参照)
 注記2、図中 〓 は外壁横引配管架台を示す。
 注記3、図中 〓 は天井断り補修W=600 (A-02.03.04.05図参照)

凡 例	記 号	名 称	備 考
— — — —		給 水 管	屋内 : 水道用硬質塩ビライニング鋼管 (VB)
— — — —		給 水 管	屋外露出 : 水道用硬質塩ビライニング鋼管 (VB)
— — — —		給 水 管	屋外埋設 : 耐衝撃硬質塩ビ管 (HIVP) (埋設、及び屋内露出の水飲み場)
— — — —		揚 水 管	屋内 : 水道用硬質塩ビライニング鋼管 (VB)



注記1、図中※Aは、切断プラグ止め部を示す。
 注記2、図中※Bは、切断部を示す。
 注記3、図中 — — — — は撤去部を示す。
 注記4、図中 - - - - は既設部を示す。

株式会社 翔設計
 一級建築士事務所(東京都登録)第25192号

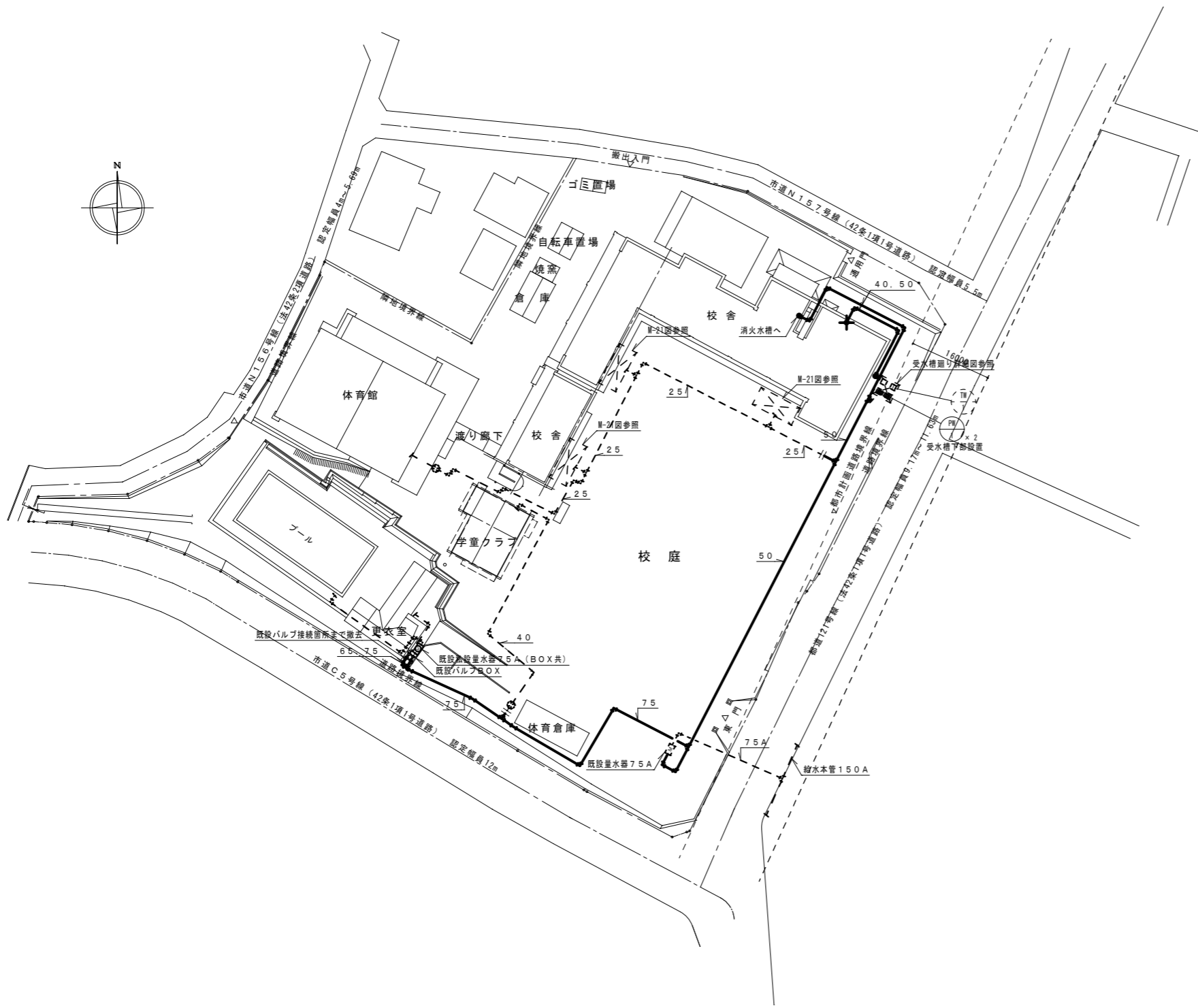
設計者
 松橋 英之 一級建築士 第338338号

業務名称
 調布市立深大寺小学校給水設備改修工事
 図面名称
 衛生設備 系統図(撤去)

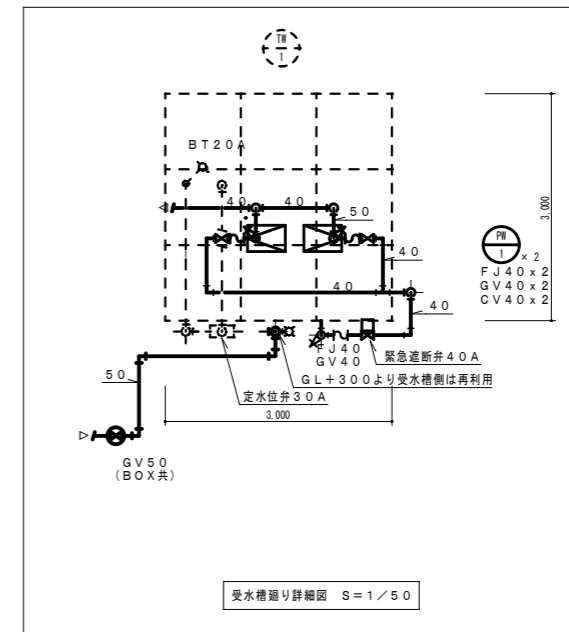
図面NO
 M-14

縮尺
 NO SCALE

※校庭掘削工事については、学校閉庁期間中（2026年8月7日から8月14日）に行い復旧・開放すること。

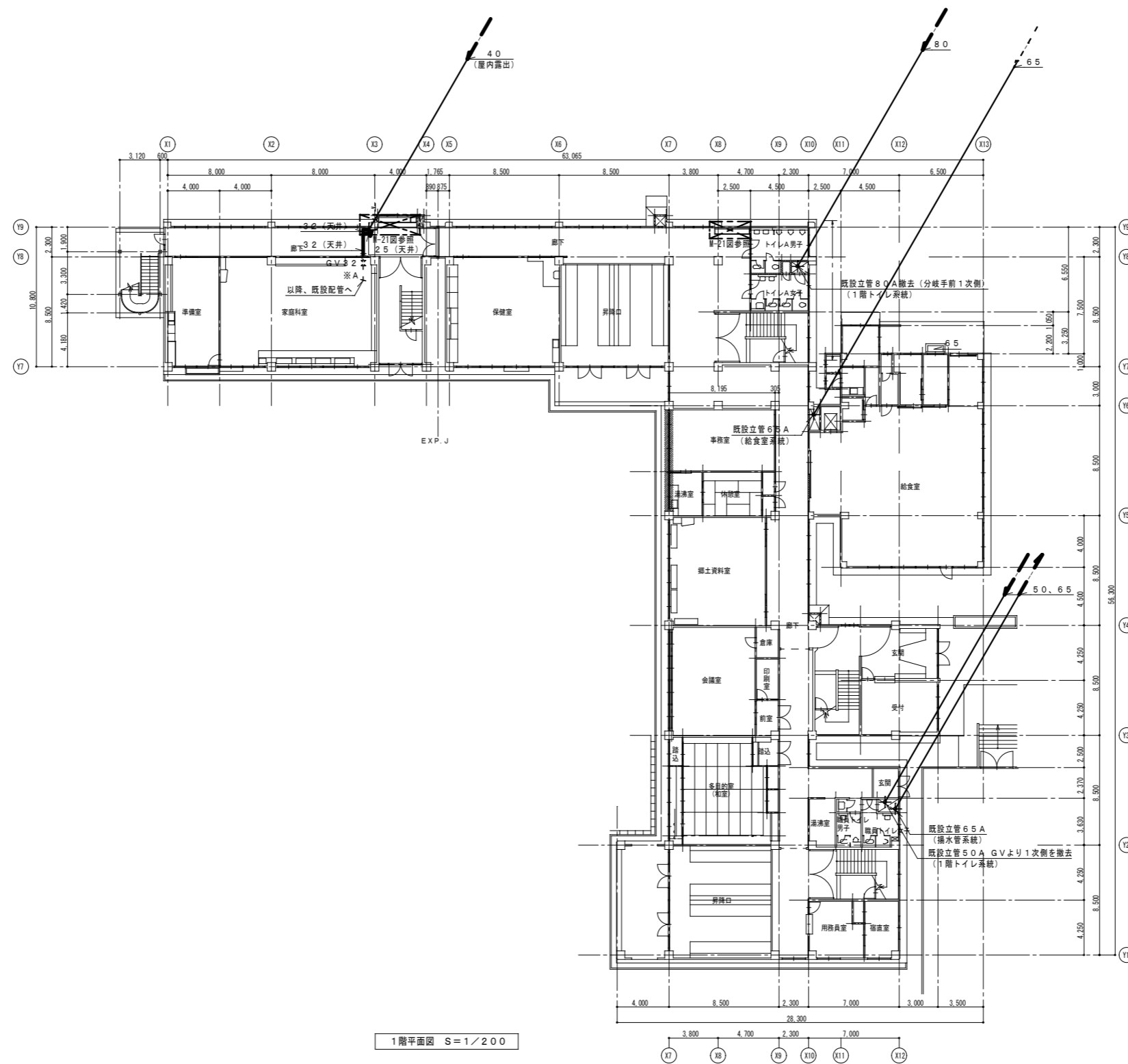


配置図 S = 1/500



受水槽リ詳細図 S = 1/500

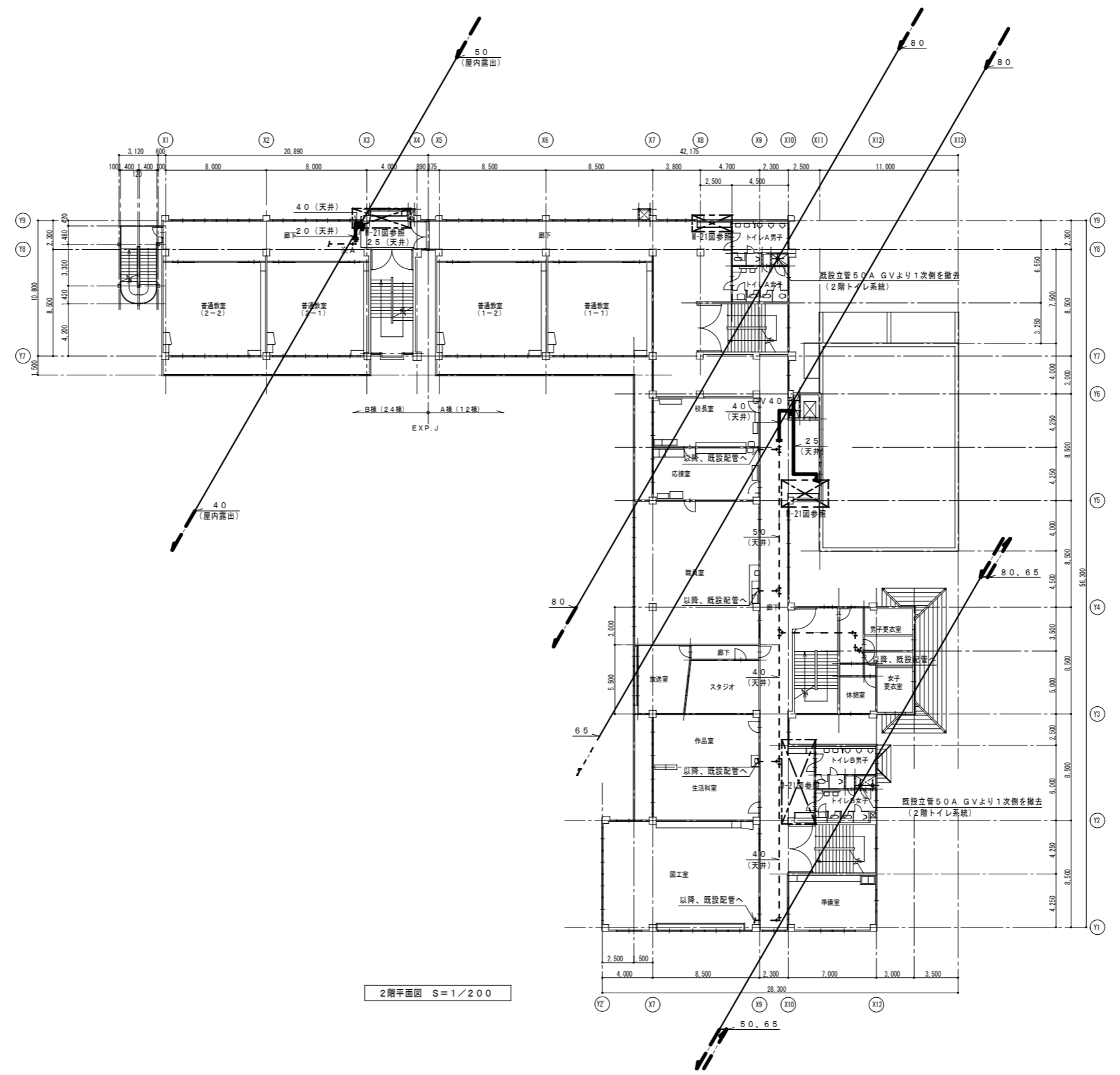
注記 1、図中 ——— は撤去部を示す。
 注記 2、図中 - - - は残置部、既設部を示す。



1階平面図 S=1/200

注記1、図中※Aは、切断プラグ止め部を示す。
 注記2、図中※Bは、切断部を示す。
 注記3、図中 **——** は撤去部を示す。
 注記4、図中 **- - - -** は既設部を示す。

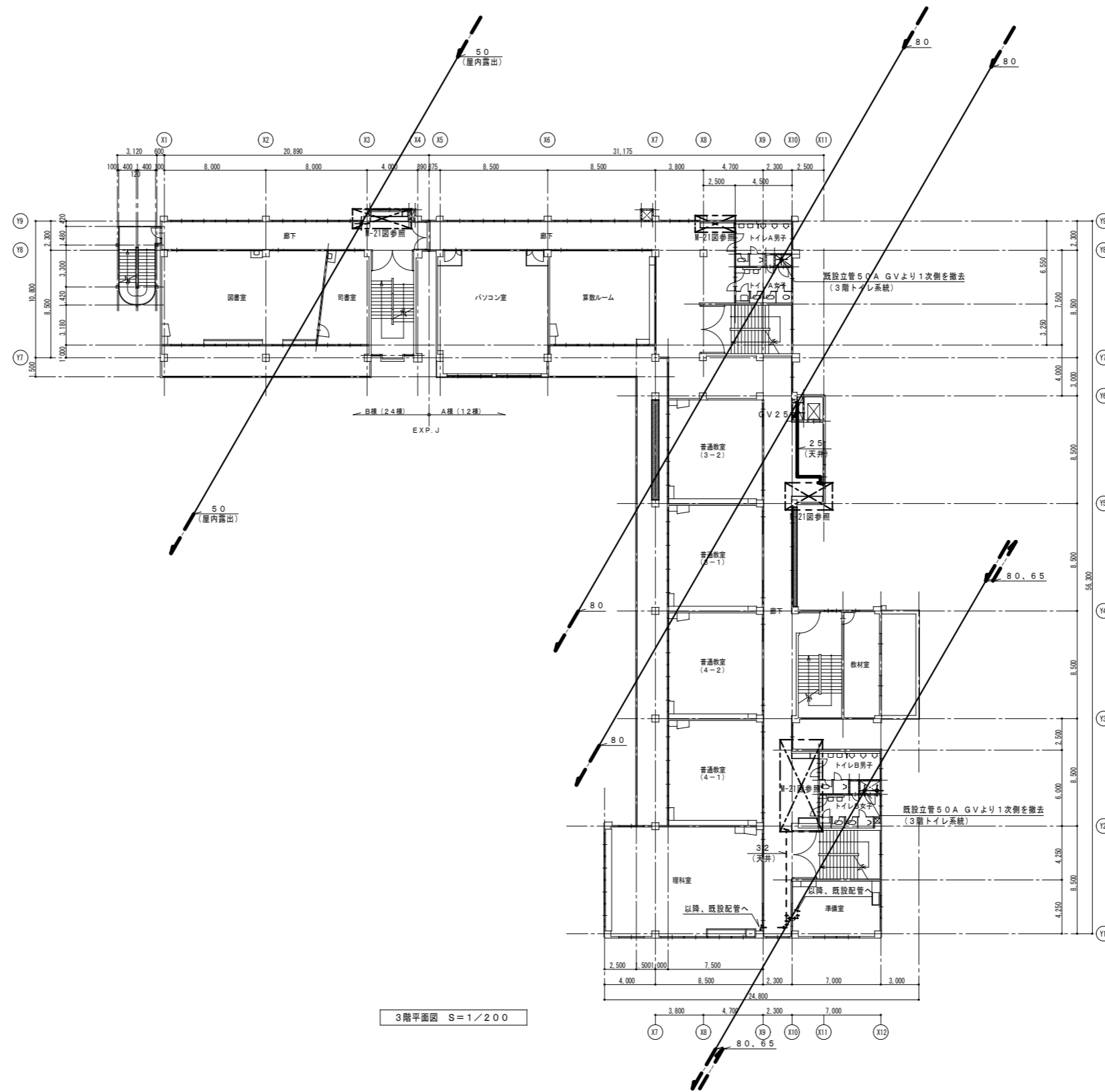
			株式会社 翔設計 一級建築士事務所(東京都登録)第25192号	設計者 松橋 英之 一級建築士 第338338号	業務名称	図面NO
					調布市立深大寺小学校給水設備改修工事 衛生設備 1階平面図(撤去)	M-16 縮尺 S = 1/200



2階平面図 S=1/200

注記1、图中※Aは、切筋プラグ止め部を示す。
 注記2、图中※Bは、切筋部を示す。
 注記3、图中——は撤去部を示す。
 注記4、图中- - - -は既設部を示す。

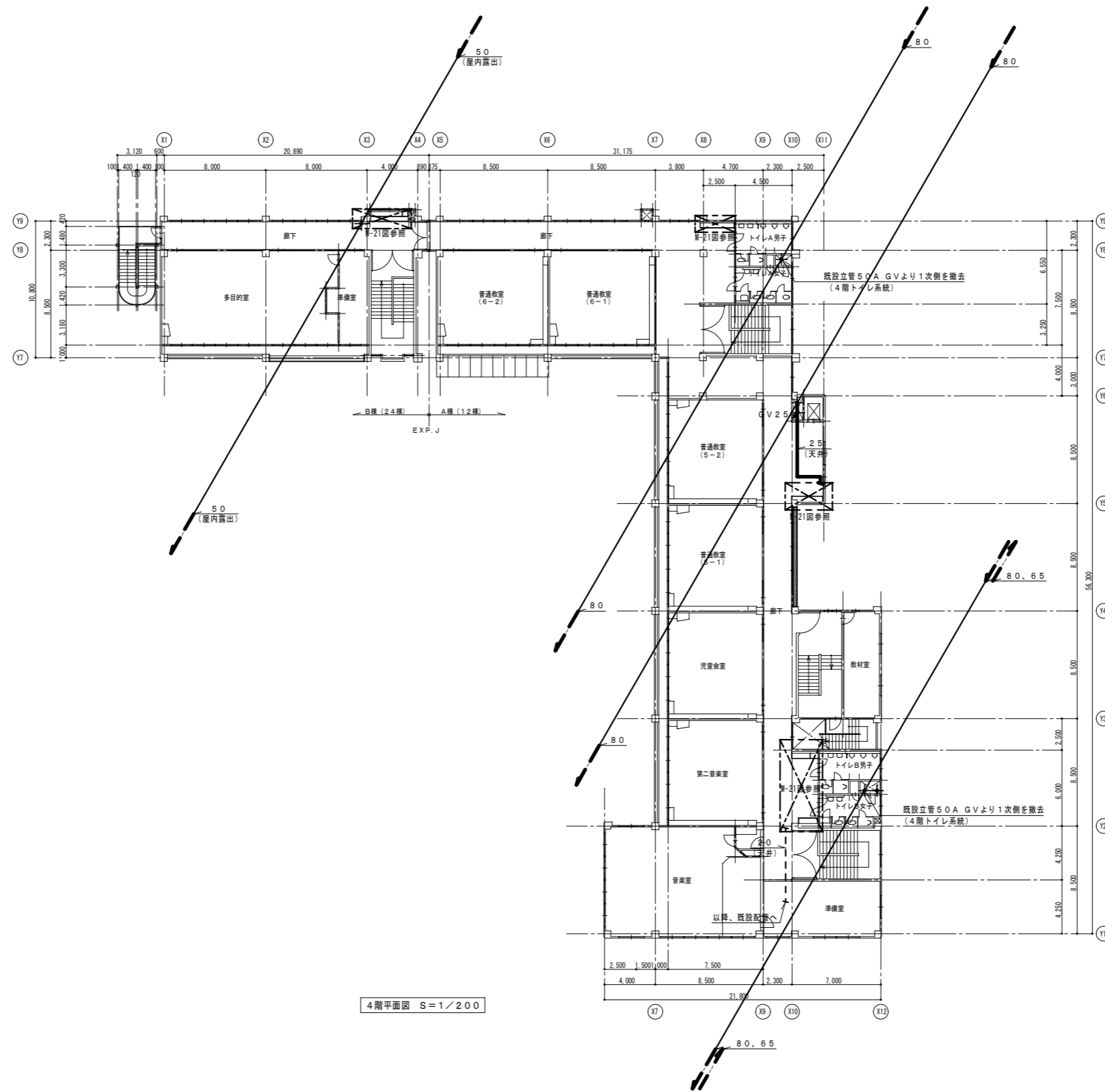
			株式会社 翔設計 一級建築士事務所(東京都登録)第25192号	設計者 松橋 英之 一級建築士 第338338号	業務名称 調布市立深大寺小学校給水設備改修工事	図面NO
						M-17
					図面名称	衛生設備 2階平面図 (撤去)
					縮尺	S = 1/200



3階平面図 S=1/200

注記1、图中※Aは、切替プラグ止め部を示す。
 注記2、图中※Bは、切替部を示す。
 注記3、图中——は撤去部を示す。
 注記4、图中- - - -は既設部を示す。

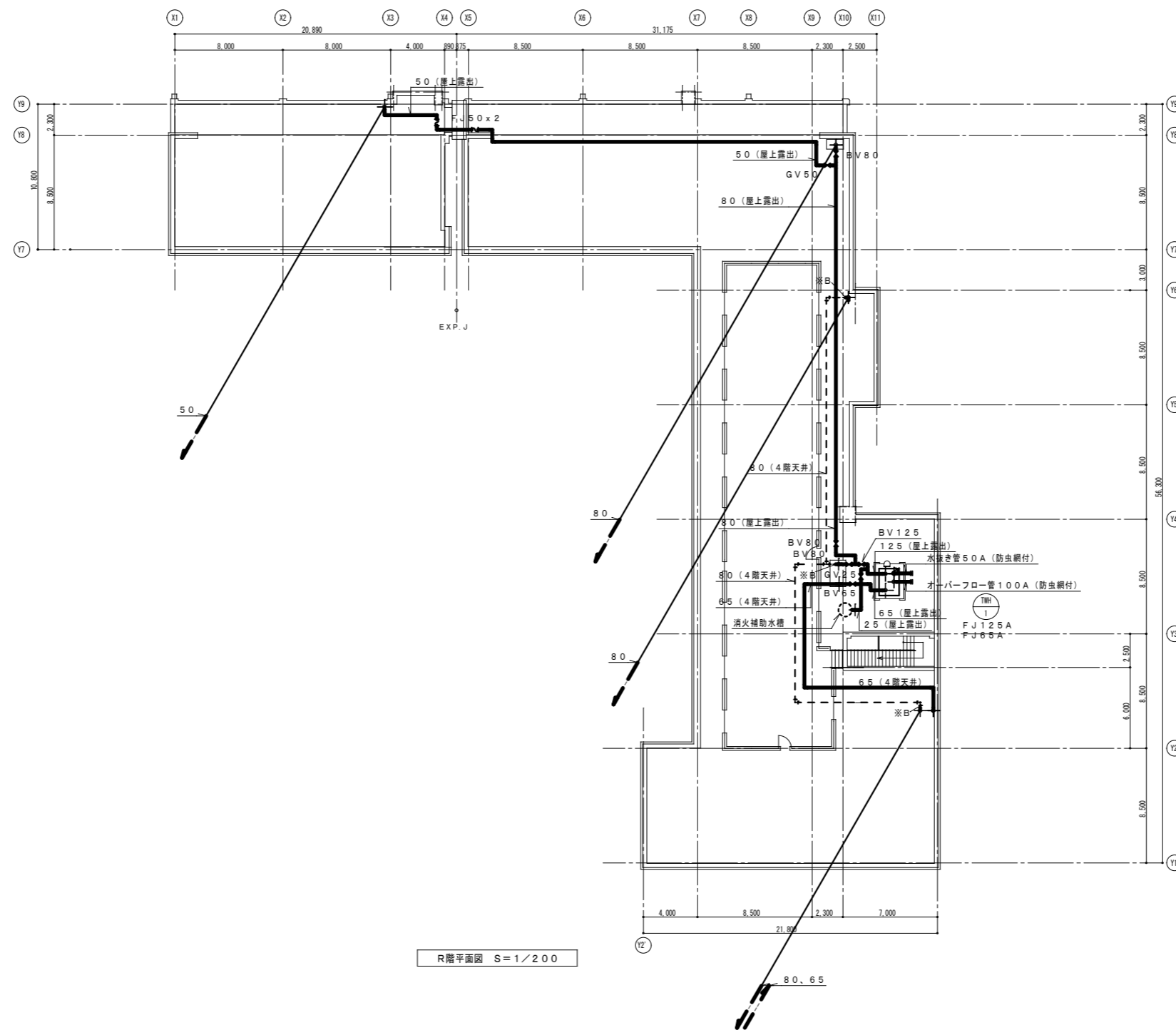
		株式会社 翔設計 一級建築士事務所(東京都登録)第25192号	設計者 松橋 英之 一級建築士 第338338号	業務名称 調布市立深大寺小学校給水設備改修工事 図面名称 衛生設備 3階平面図 (撤去)	縮尺 S = 1/200 図面NO M-18
--	--	------------------------------------	-----------------------------	---	---------------------------------



4階平面図 S=1/200

注記1、図中※Aは、切筋プラグ止め部を示す。
 注記2、図中※Bは、切筋部を示す。
 注記3、図中 **——** は撤去部を示す。
 注記4、図中 **- - - -** は既設部を示す。

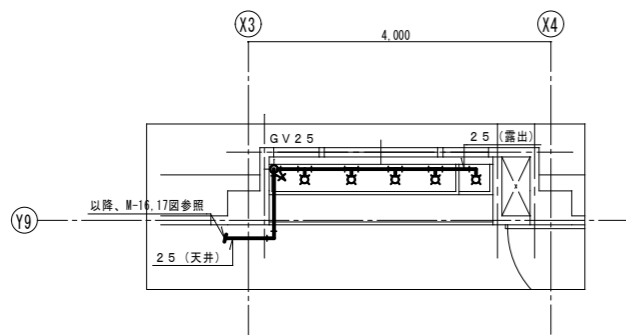
		株式会社 翔設計 <small>一級建築士事務所(東京都登録)第25192号</small>	<small>設計者</small> 松橋 英之 一級建築士 第338338号	<small>業務名称</small> 調布市立深大寺小学校給水設備改修工事 <small>図面名称</small> 衛生設備 4階平面図(撤去)	<small>図面NO</small> M-19 <small>縮尺</small> S = 1/200
--	--	--	--	--	---



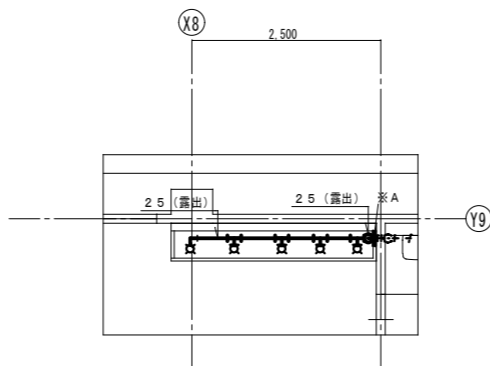
R階平面図 S=1/200

注記1、图中※Aは、切断プラグ止め部を示す。
 注記2、图中※Bは、切断部を示す。
 注記3、图中 **——** は撤去部を示す。
 注記4、图中 - - - - は既設部を示す。

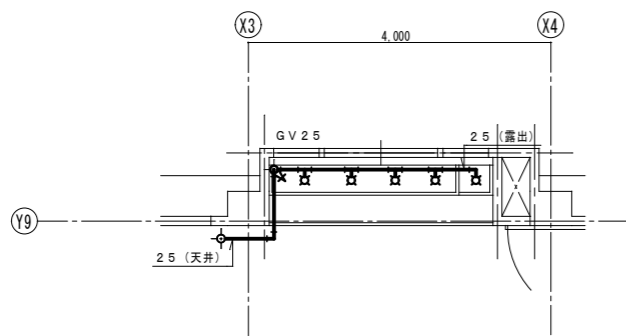
			株式会社 翔設計 一級建築士事務所(東京都登録)第25192号	設計者 松橋 英之 一級建築士 第338338号	業務名称 調布市立深大寺小学校給水設備改修工事	図面NO M-20
				図面名称 衛生設備 R階平面図(撤去)	縮尺 S = 1/200	



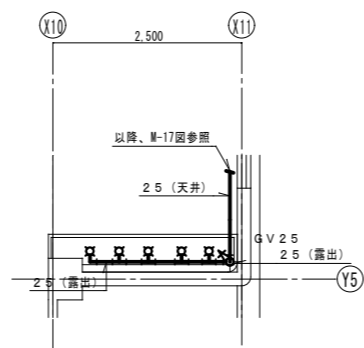
1、2階 水飲み場B



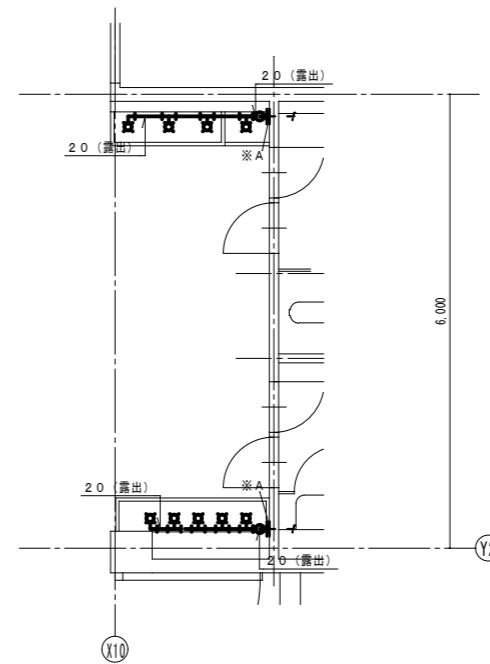
1~4階 トイレA水飲み場



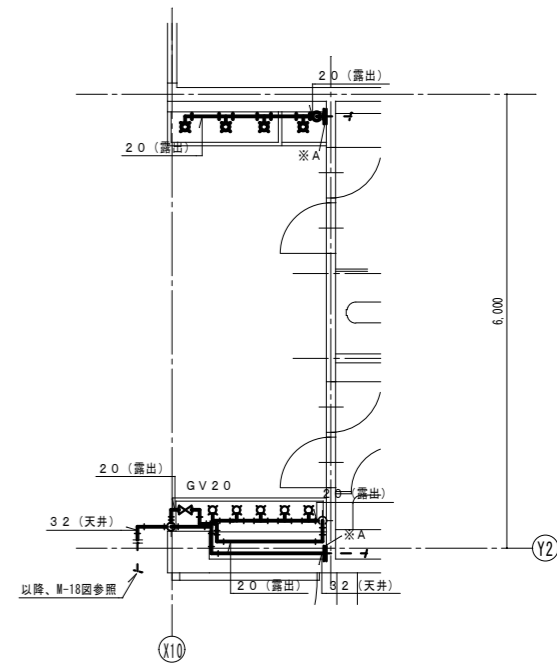
3、4階 水飲み場B



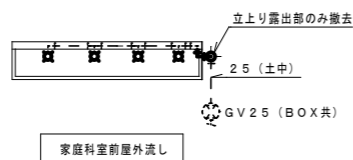
2階 水飲み場A



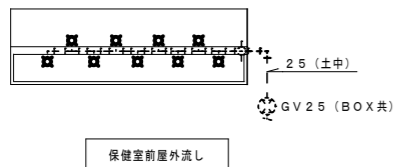
2階 トイレB水飲み場



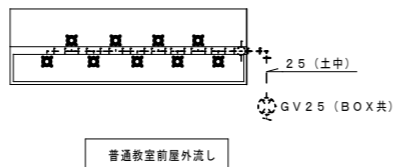
3階 トイレB水飲み場



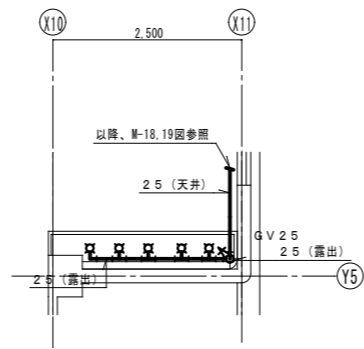
家庭科室前屋外流し



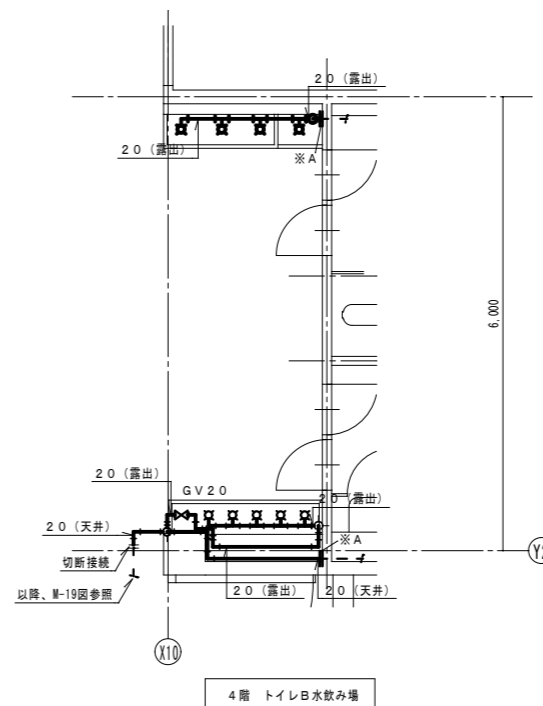
保健室前屋外流し



普通教室前屋外流し



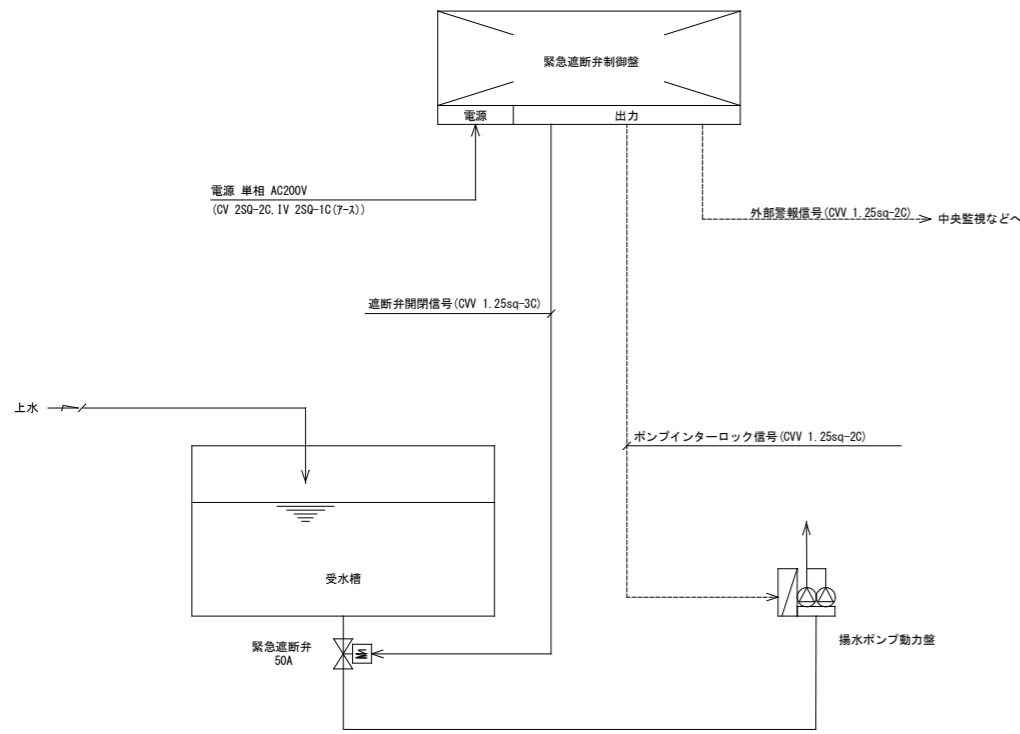
3、4階 水飲み場A



4階 トイレB水飲み場

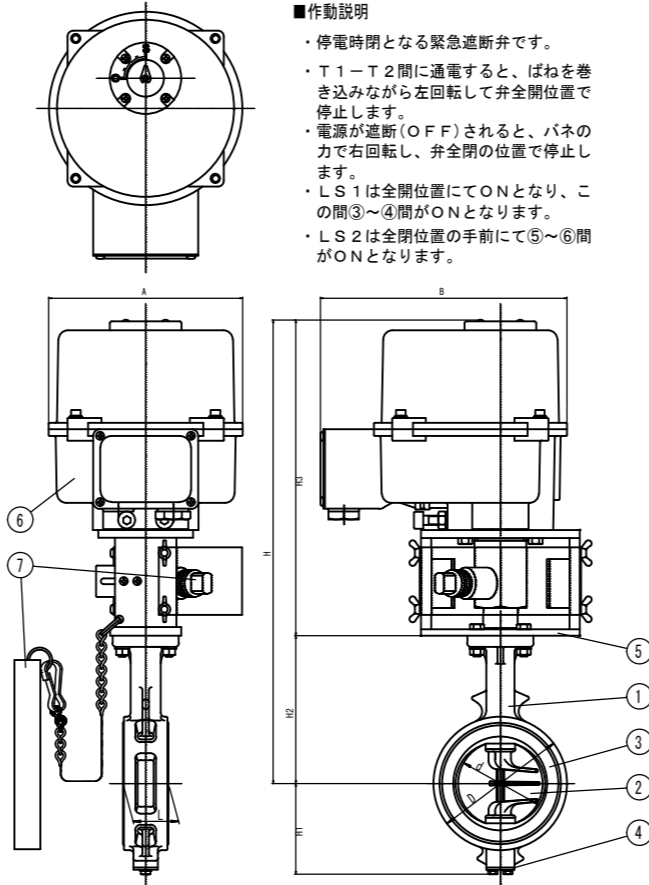
注記1、图中※Aは、切断プラグ止め部を示す。
 注記2、图中※Bは、切断部を示す。
 注記3、图中は撤去部を示す。
 注記4、图中は既設部を示す。

TR-1 受水槽システム図

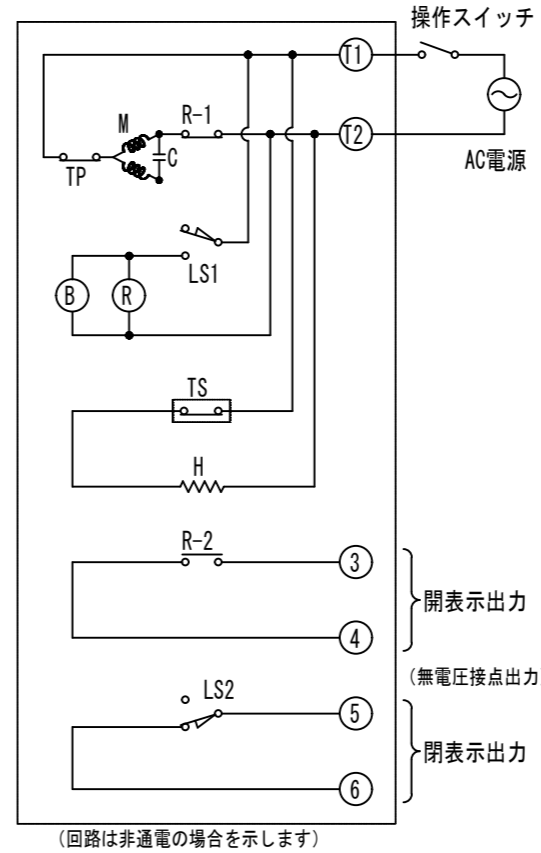


※ケーブルサイズは参考とする。

緊急遮断弁仕様図



■電気回路図

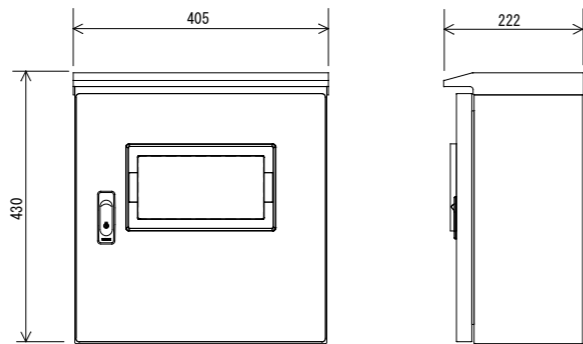
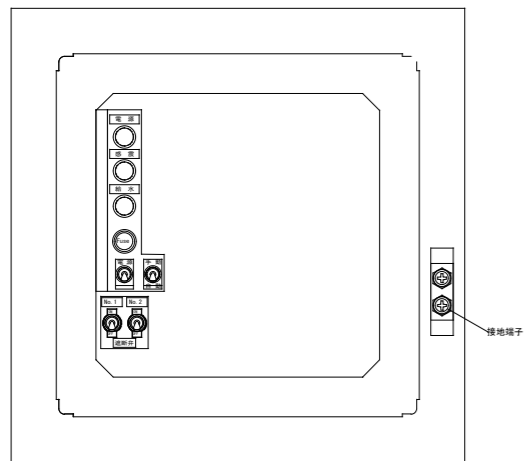


■仕様

項目	呼び径 (mm)	40 ~ 80	100 ~ 125	150 ~ 200
使用圧力範囲		0 ~ 1.0 MPa		
構造耐圧		水圧 1.75 MPa		
適流体		水道水		
流体温度		常温		
周囲温度範囲		-10 ~ +50 °C (輻射熱なきこと)		
防滴性		IP-54 相当		
取付姿勢		鉛直±90° 以内		
停止時の動作		内蔵のスプリングにて「閉」		
保護装置		モータ焼損防止用サーマルプロテクタ内蔵		
絶縁種別		E種コンデンサモータ		
配線接続口		G3/4		
接続方法		JIS 10K フランジ		
電源		AC100VまたはAC200V (50/60Hz) 【要電圧指定】		
定格電流		0.55A/0.28A (AC100/200V)	1.05/0.53A (100/200V)	
開停止時電流		0.1/0.05A (100/200V)		
回転角度		0 ~ 90°		
作動時間	閉→開 (モータ駆動)	18/15秒	36/30秒	66/55秒
	開→閉 (リレー駆動)	3秒以下	5秒以下	10秒以下

M: モータ
C: コンデンサ
B: ブレーキ
R: リレー
TP: サーマルプロテクタ
TS: サーモスタット (82°C OFF)
H: ヒータ
R-1/R-2: リレー接点
LS1/LS2: マイクロスイッチ

筐体内部配置図



■筐体仕様

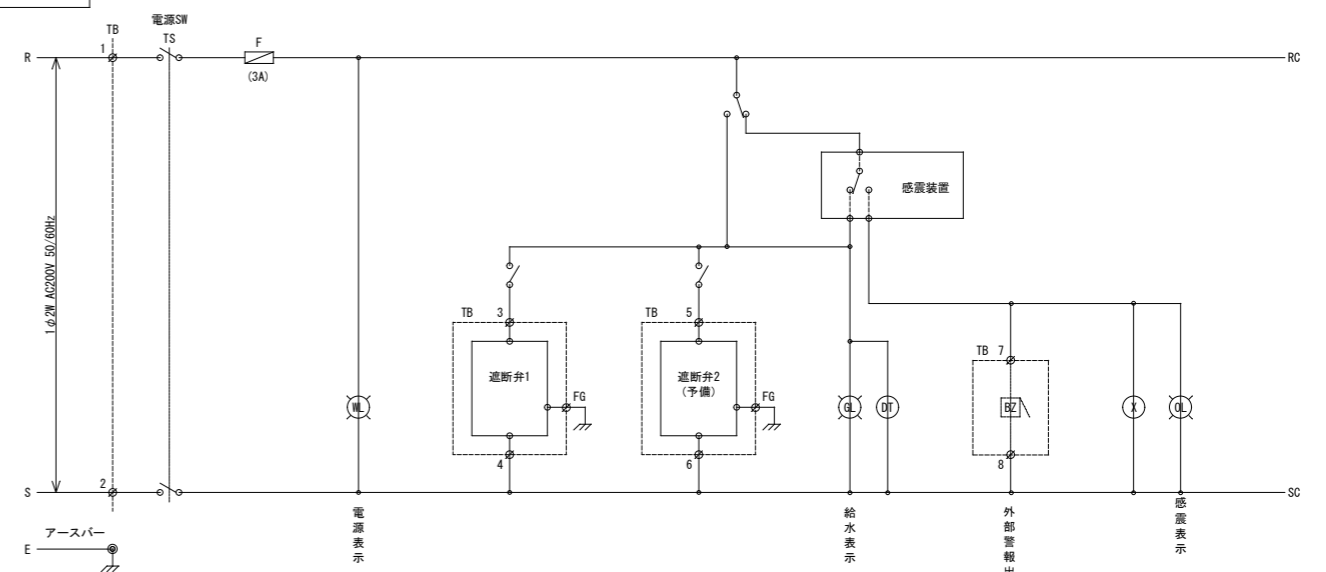
筐体	形状: 屋外壁掛型 材質: 一般構造用圧延鋼板 本体: 板厚=1.6 mm 扉: 板厚=1.6 mm 鉄板ベース: 板厚=2.3 mm
塗装色	粉体塗装: 5Y7/1 (半艶・重耐塩)
ハンドル	防水平面ハンドル キーNo.: N200
窓	透明強化処理ガラス 窓枠付
筐体は取付け穴は開いていません。参考取付け穴寸法: H280 × W360 φ12穴4	
制御盤重量	約15kg

■銘板表

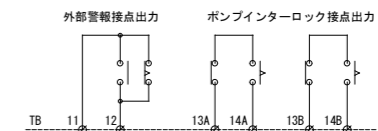
NP-No	記入文字	備考
NP-01	緊急遮断弁制御盤	アクリル

※筐体サイズ、重量は参考とする。

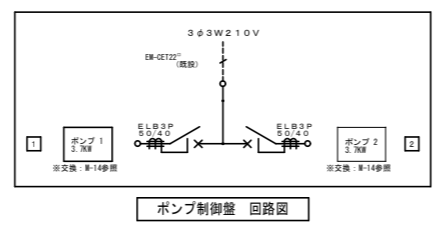
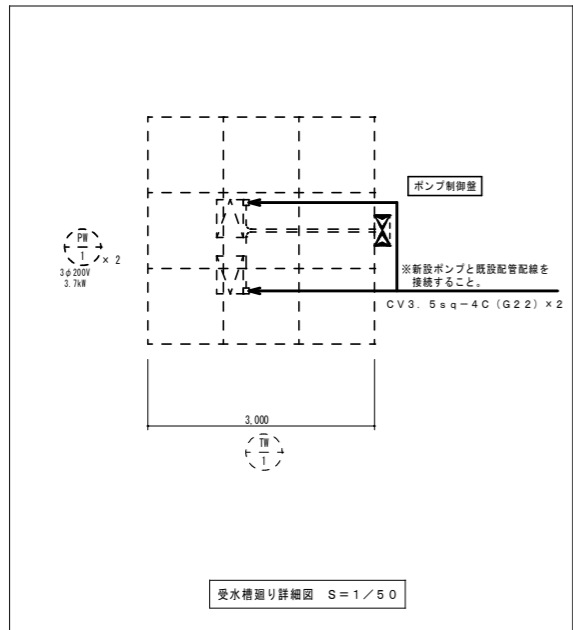
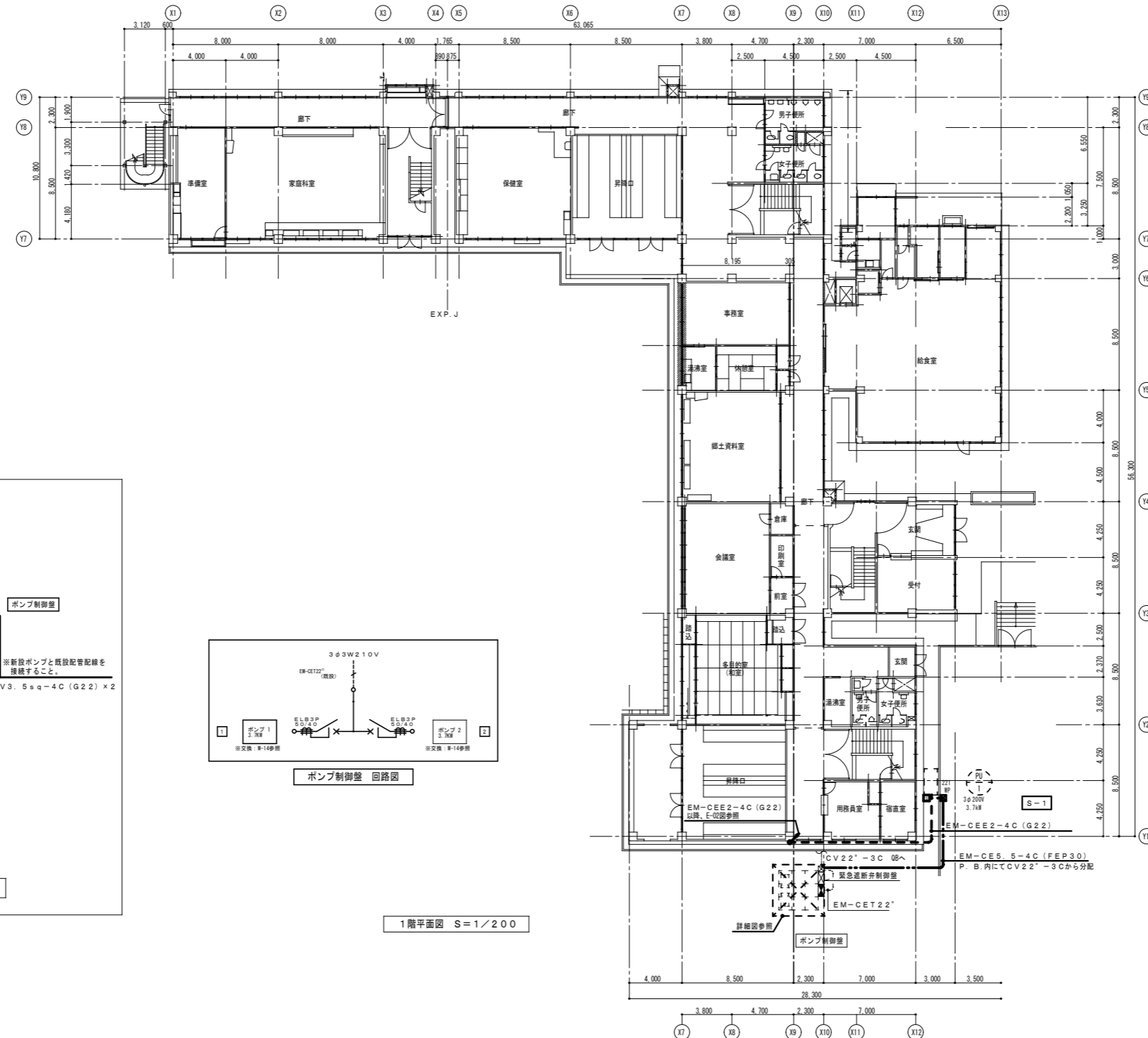
回路図



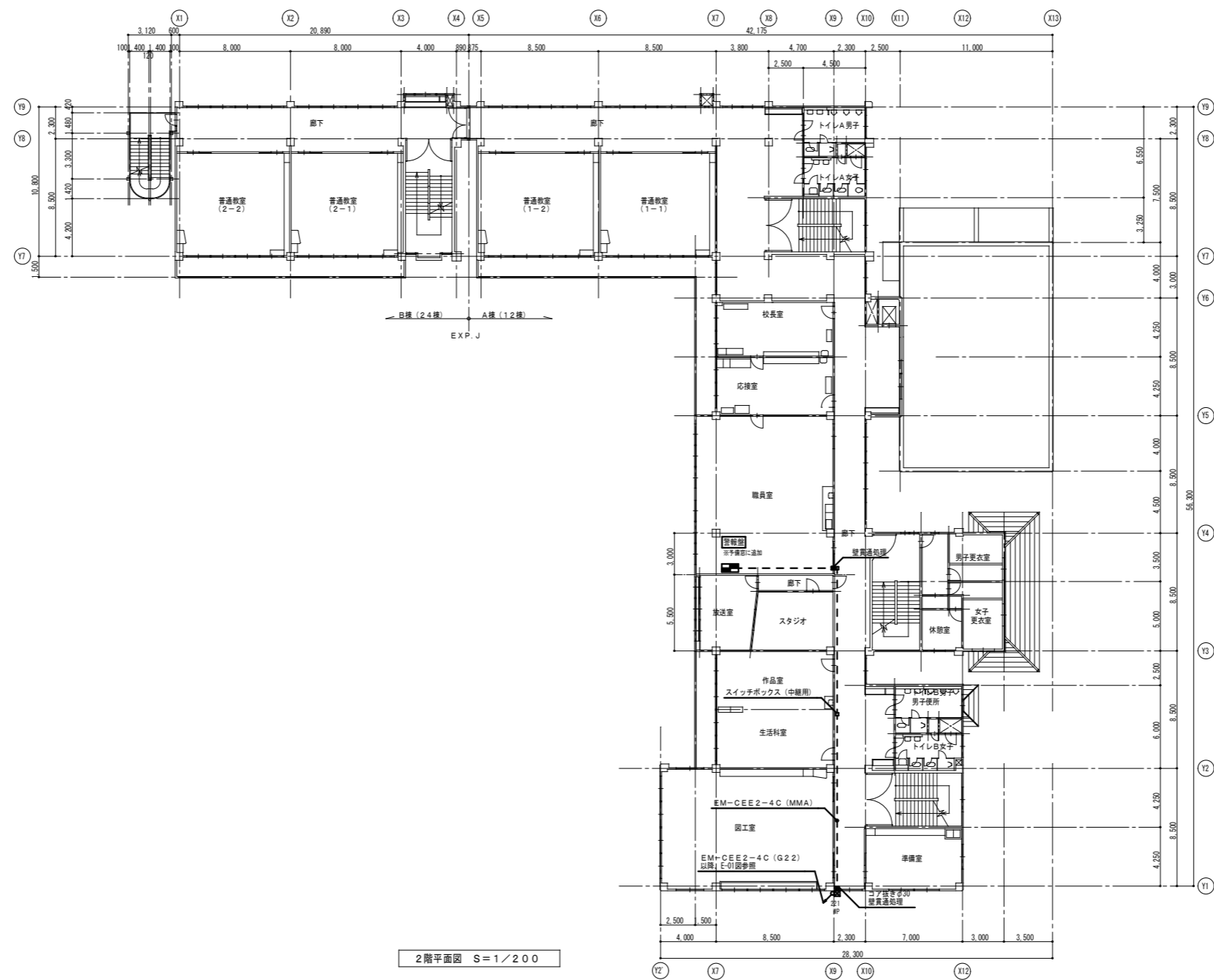
端子番号	1	2	3	4	5	6	7	8	11	12	13A	14A	13B	14B
行先・信号名	供給電源	遮断弁1 開閉信号	遮断弁2 開閉信号 (予備)	外部警報 (有電圧)	外部警報 (無電圧)	ポンプインターロック (無電圧)	ポンプインターロック (有電圧)							



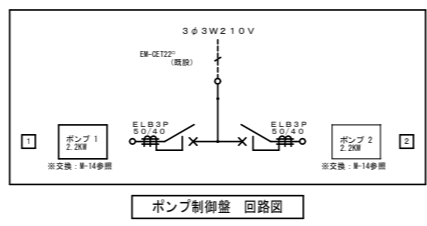
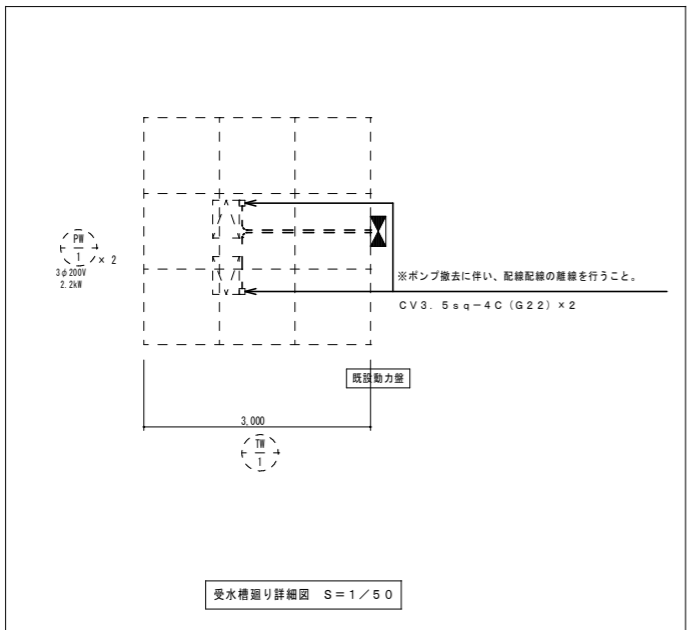
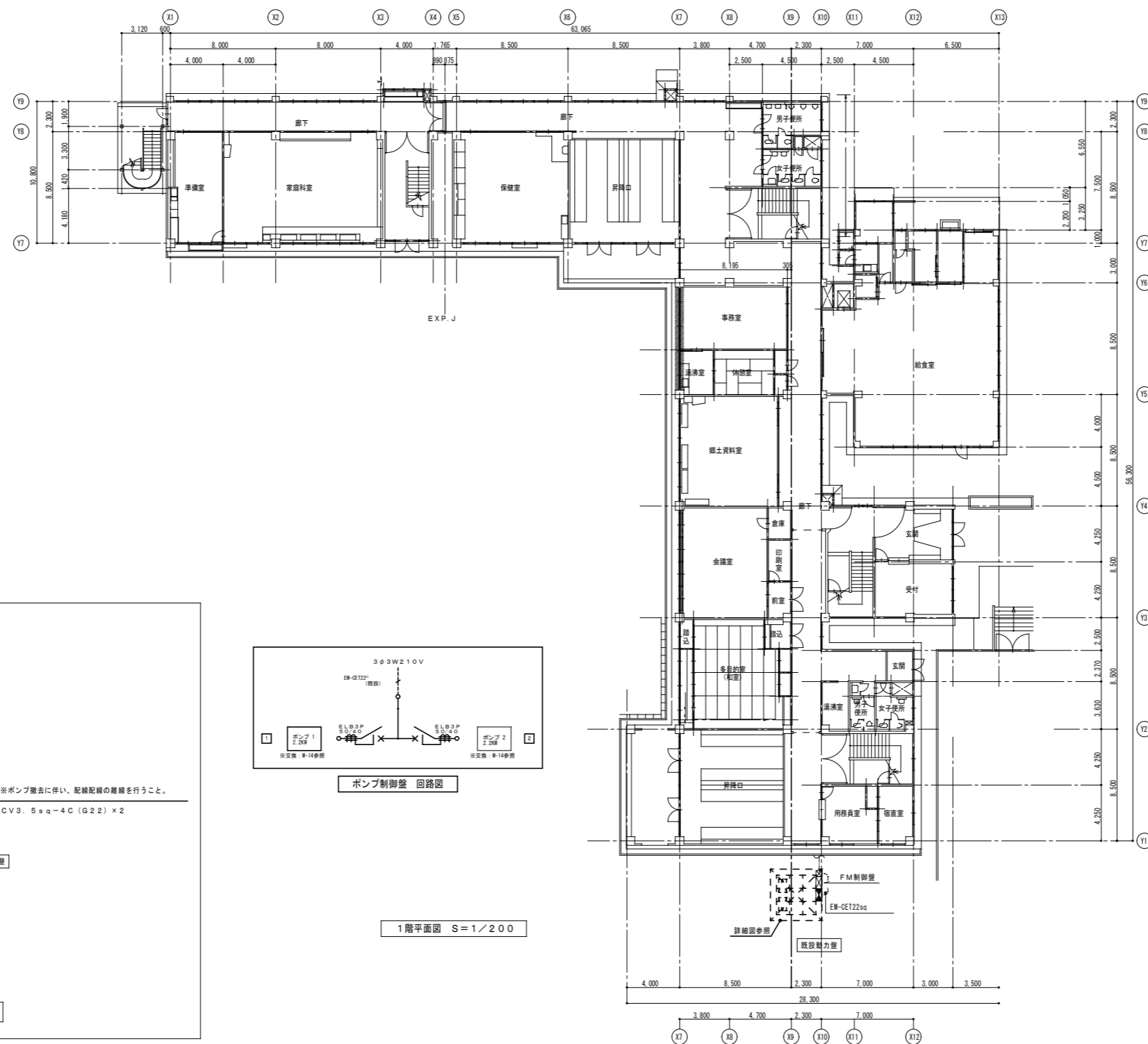
電気設備工事概要
 ① 増圧ポンプ新設に伴う開閉器盤の新設
 ② 給水ポンプ更新に伴う、配線切り離し再接続
 ③ 上記に伴う配管、配線工事



凡例
 動力制御盤
 他設備電源盤
 手元開閉器盤 (銅板製屋外壁掛け型) MCCB3P50AF/NT
 211 ブルボックス (浴槽垂鉛メッキ) 200x200x100
 注記1、図中の特記なき配管配線は下記による。
 EM-CE5.5sq-4C (E31)
 EM-CE5.5sq-4C (FEP30)
 注記1、図中 (太線) は新設部、工事内容を示す。
 注記2、図中 (薄線) は既設部を示す。



2階平面図 S=1/200

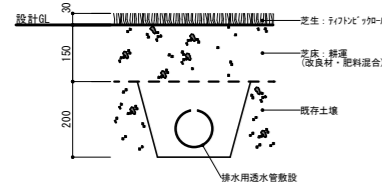


1階平面図 S=1/200

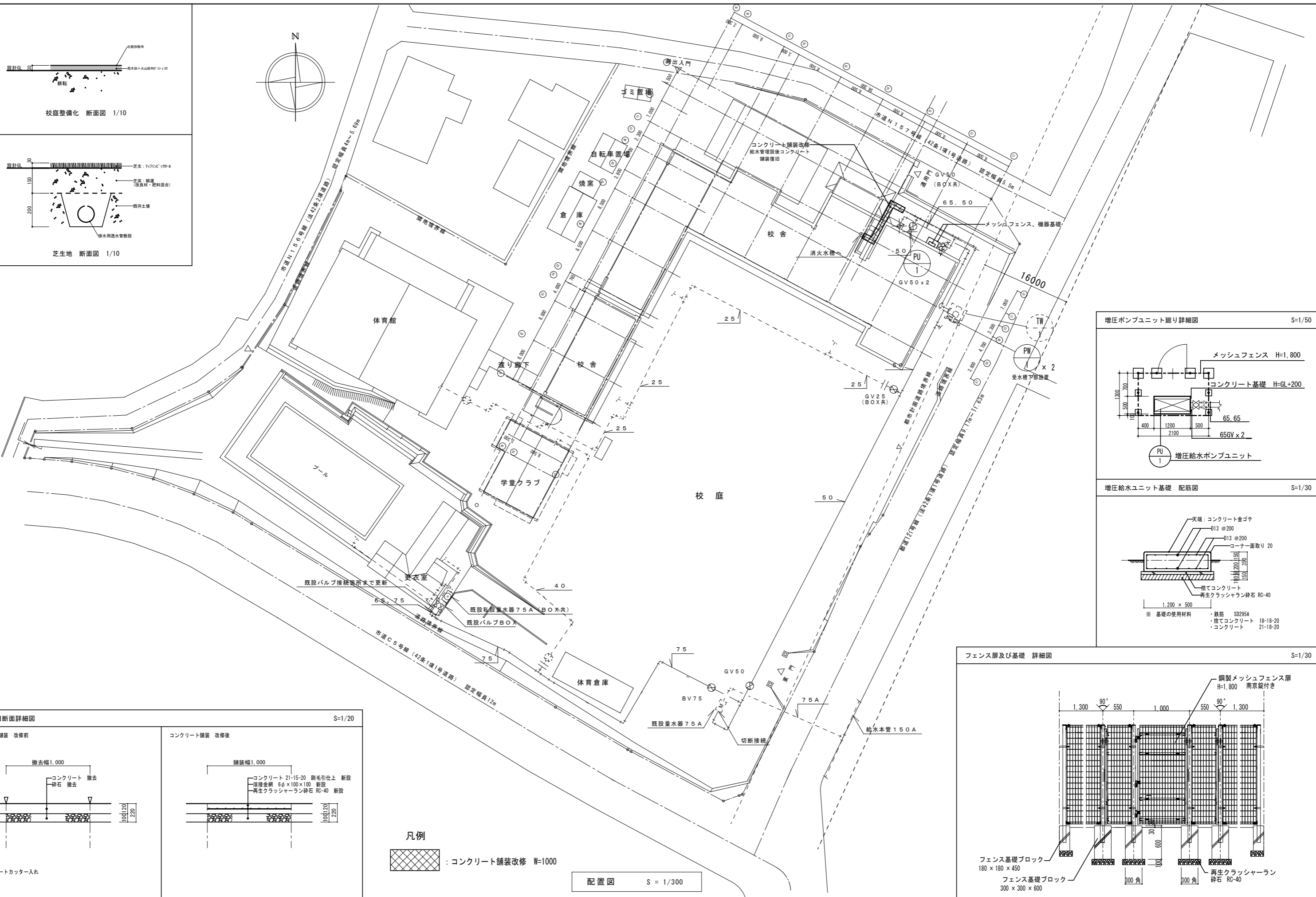
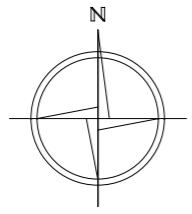
注記1、図中 (太線) は撤去部、工事内容を示す。
 注記2、図中 (薄線) は既設部を示す。



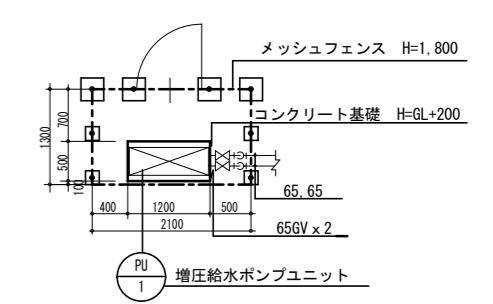
校庭整備化 断面図 1/10



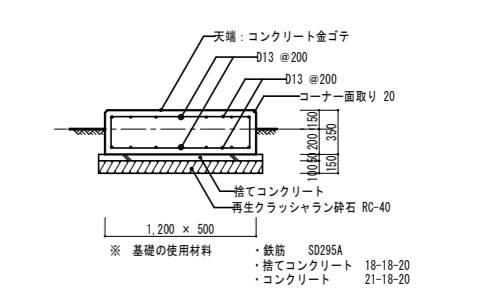
芝生地 断面図 1/10



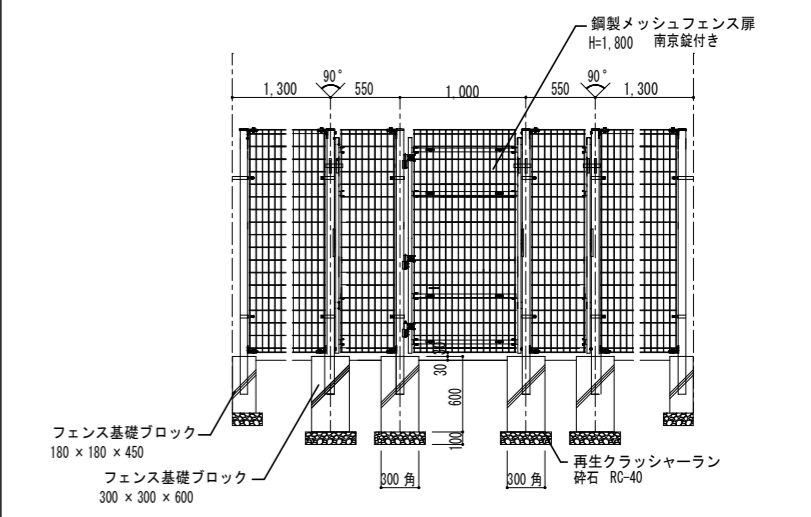
増圧ポンプユニット廻り詳細図 S=1/50



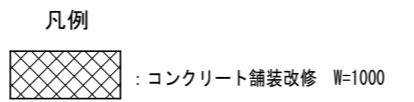
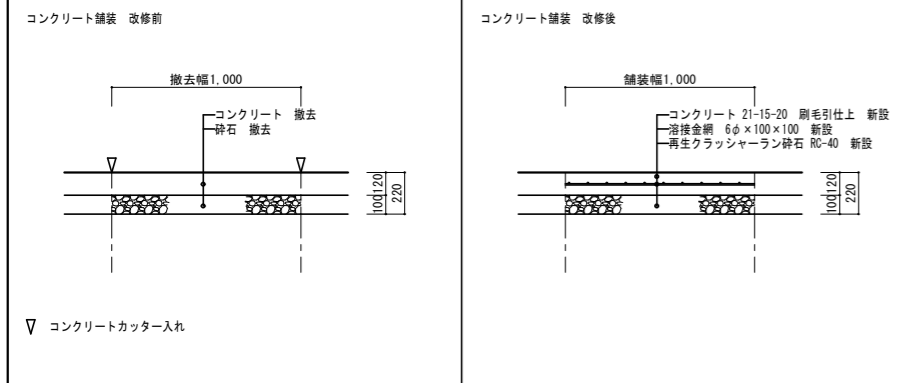
増圧給水ユニット基礎 配筋図 S=1/30



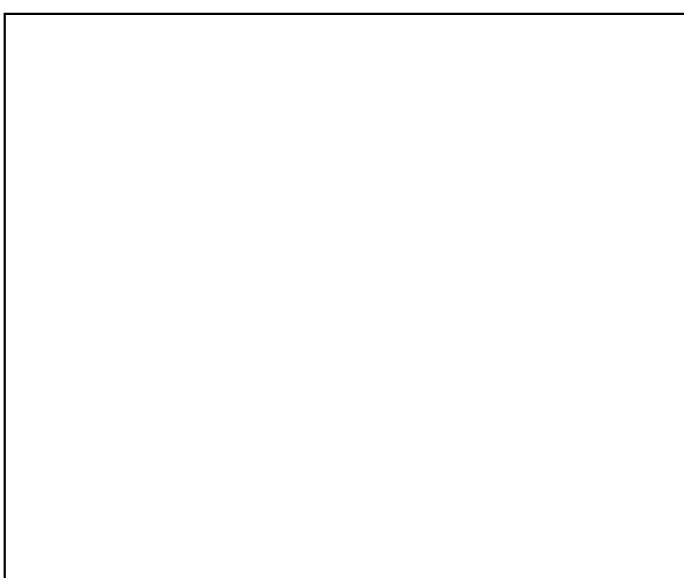
フェンス扉及び基礎 詳細図 S=1/30



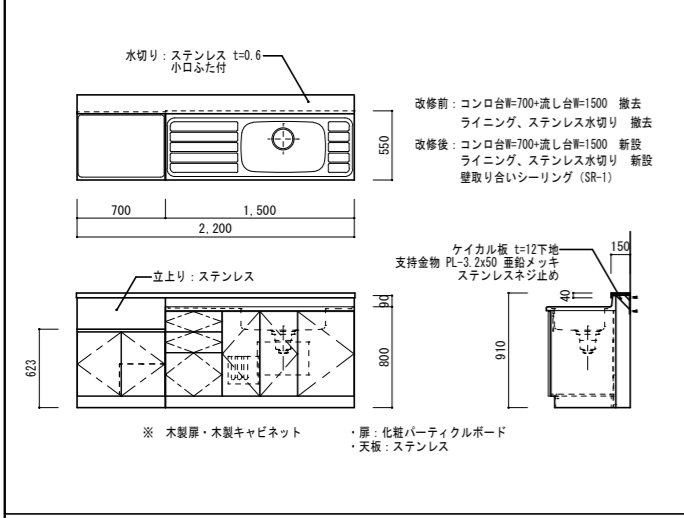
舗装等復旧断面詳細図 S=1/20



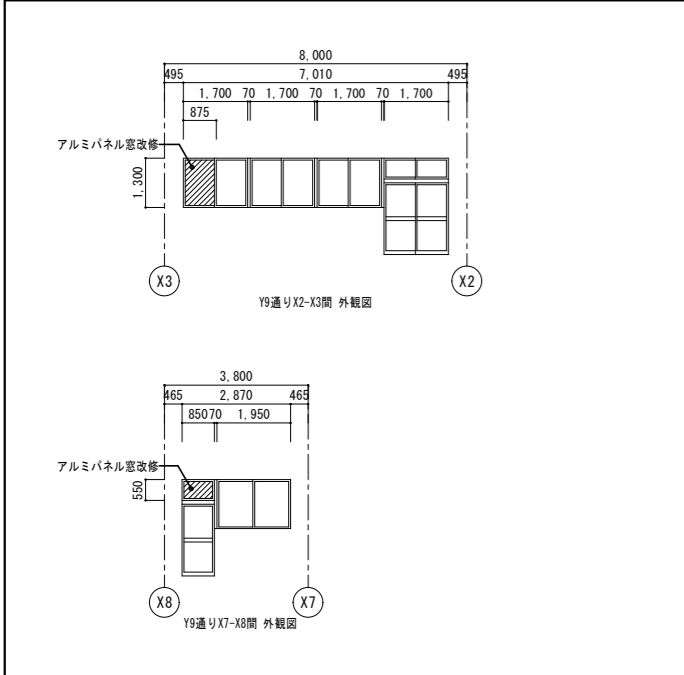
配置図 S = 1/300



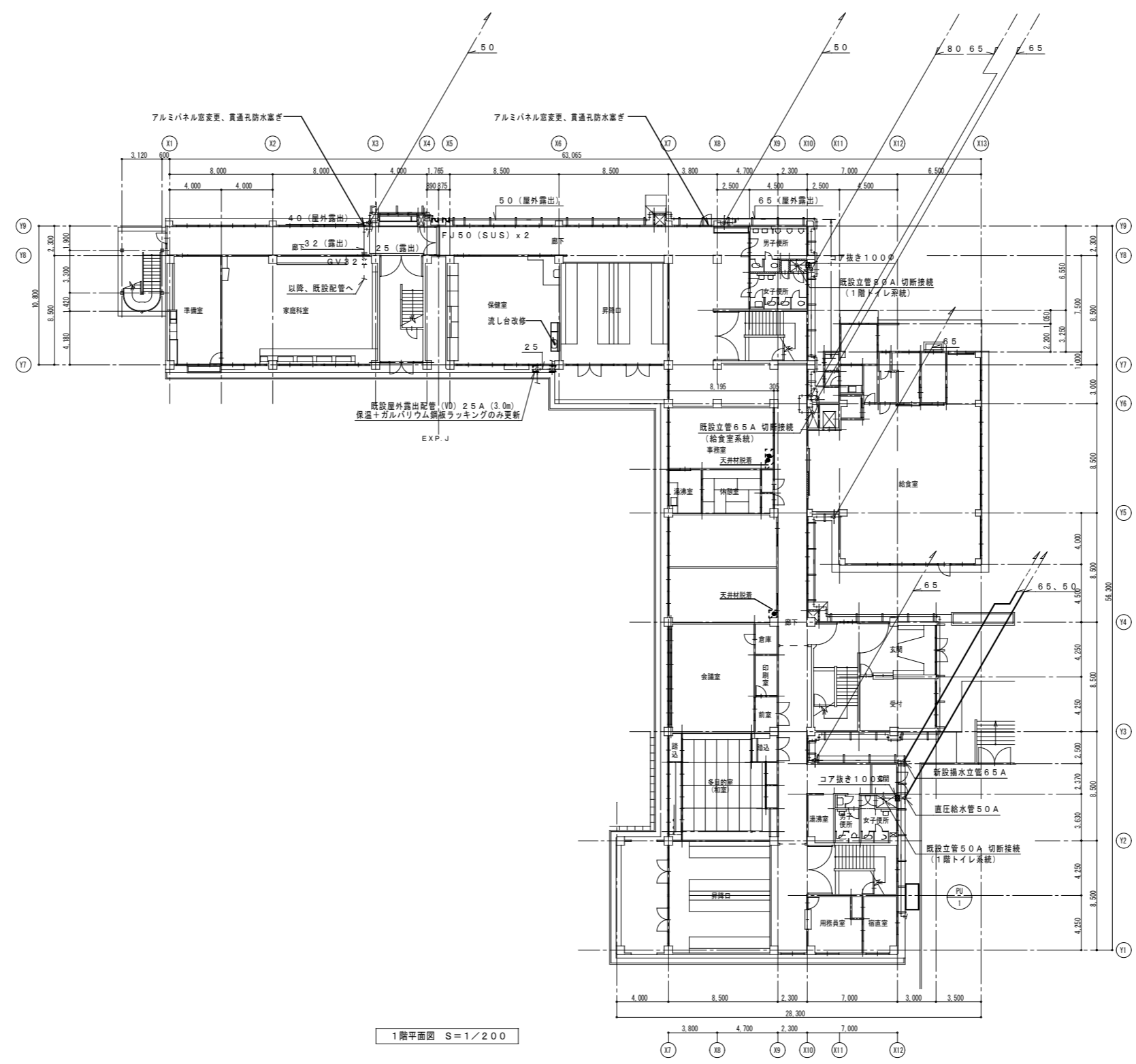
消毒室流し台 詳細図 (参考図) S=1/30



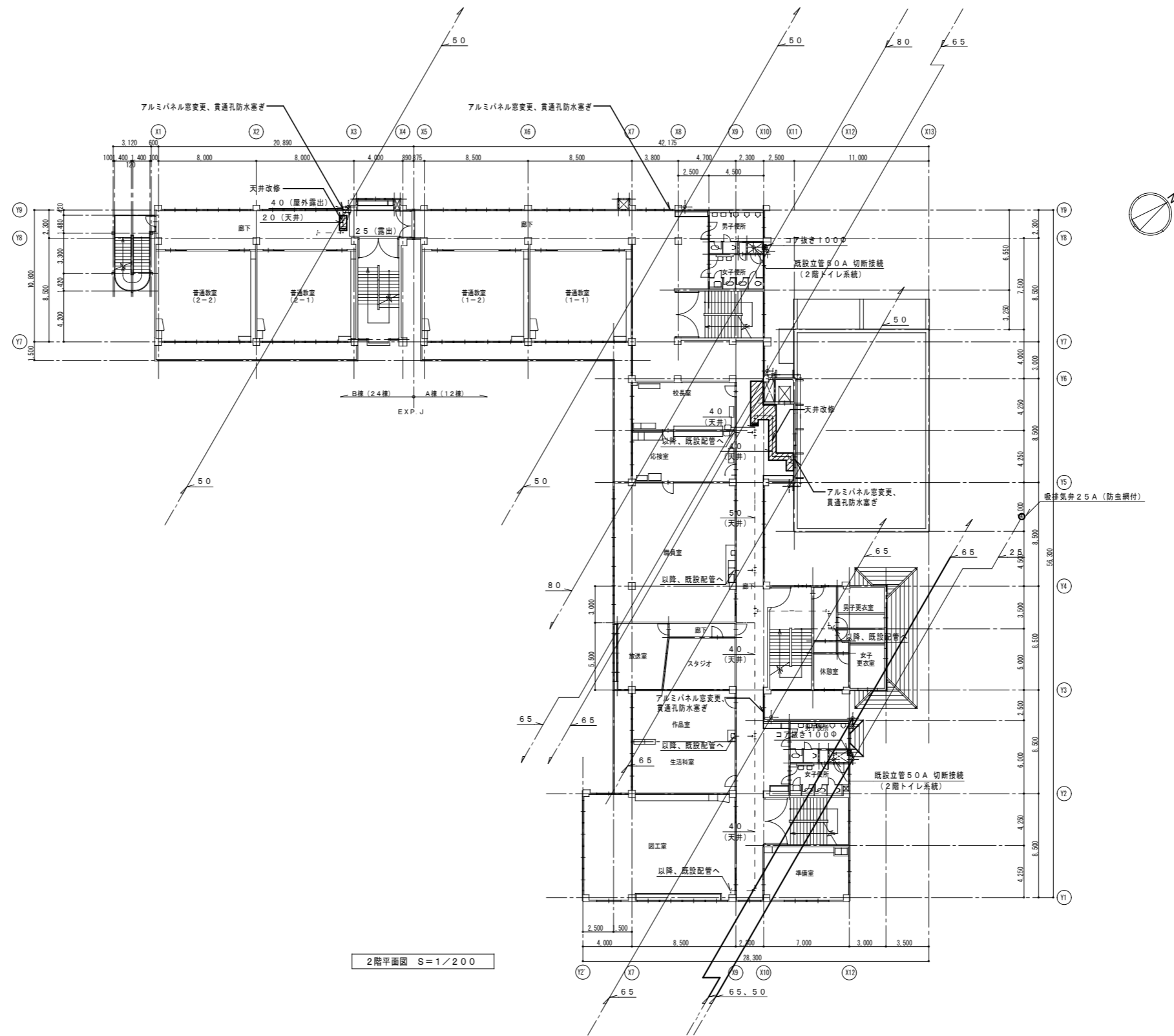
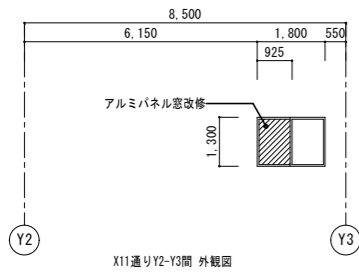
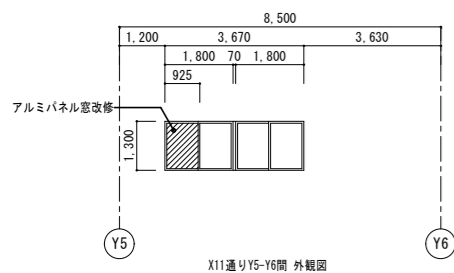
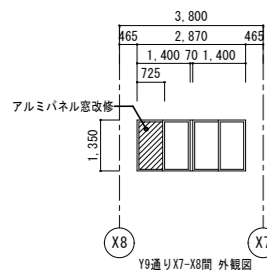
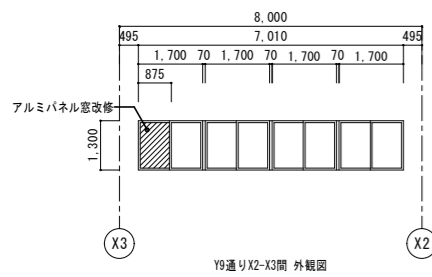
既存アルミ製窓改修 S=1/100



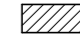
※アルミパネル窓改修箇所共通
 改修前: 学校用強化ガラス t=4 撤去
 ガラス押えシーリング 撤去
 改修後: アルミパネル t=4 新設
 パネル周囲 シリコン系シーリング (SR-1) 新設
 アルミパネル穴開け 100φ 及び
 配管廻りシリコン系シーリング (SR-1) 100φ 新設 1箇所

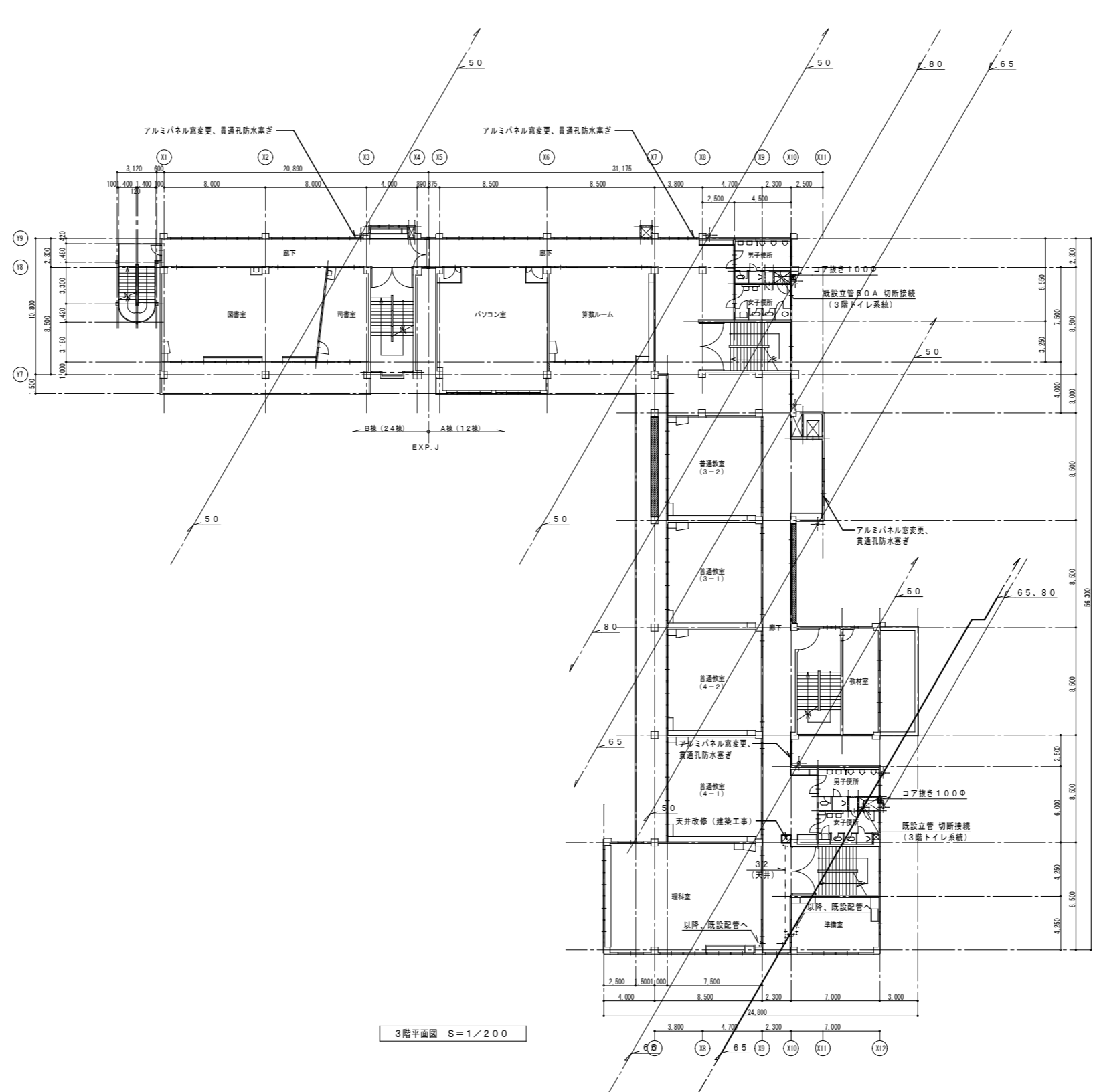
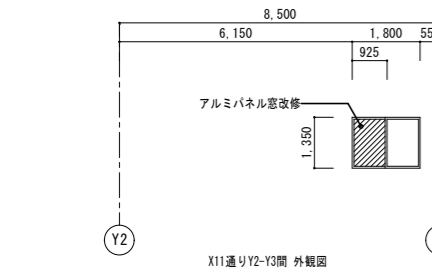
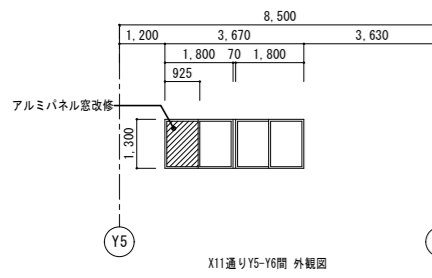
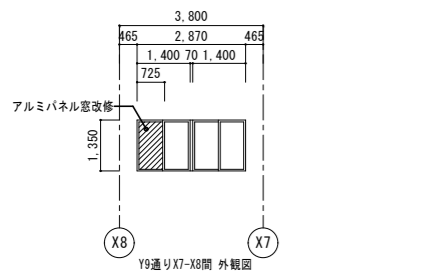
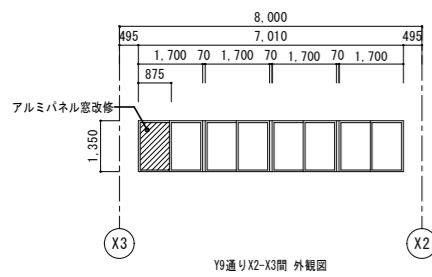


1階平面図 S=1/200



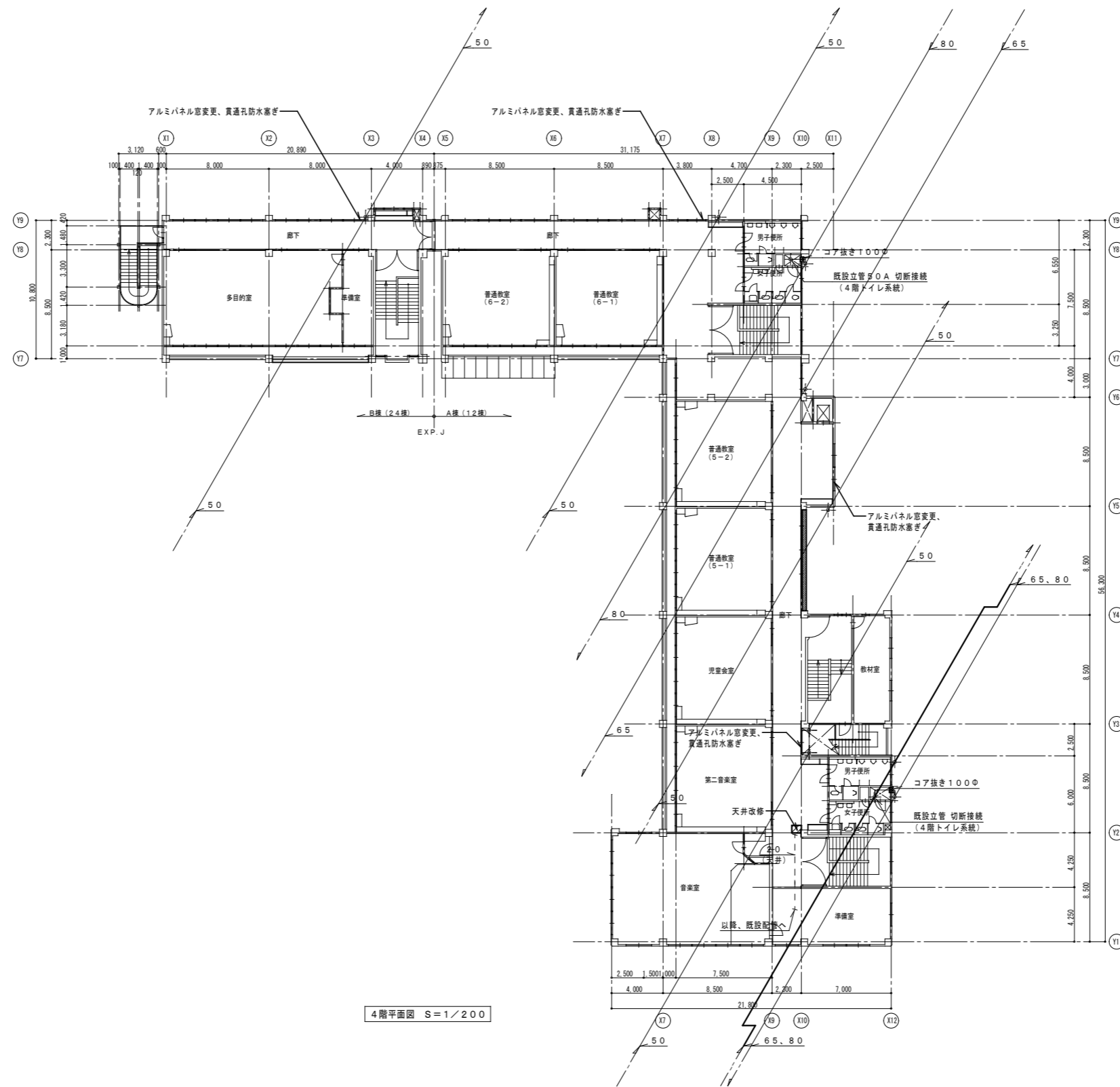
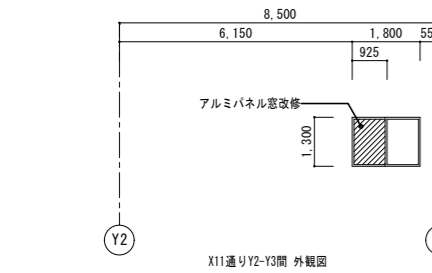
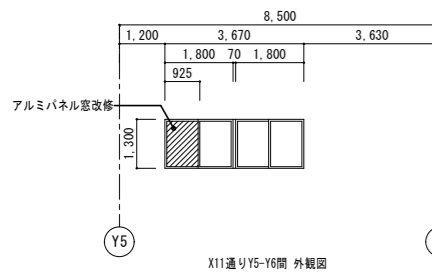
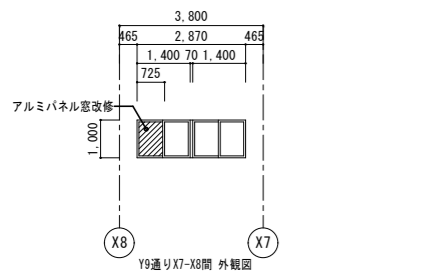
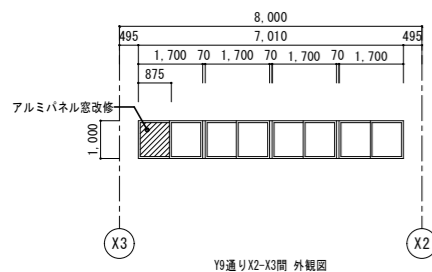
※アルミパネル窓改修箇所共通
 改修前：学校用強化ガラス t=4 撤去
 ガラス押えシーリング 撤去
 改修後：アルミパネル t=4 新設
 パネル周囲 シリコン系シーリング (SR-1) 新設
 アルミパネル穴開け 100φ 及び
 配管廻りシリコン系シーリング (SR-1) 100φ 新設 1箇所

凡例
 : 廊下 天井 GB-D t=9.5 W=600 撤去 (LGS地下存置)
 配管工事終了後 GB-D t=9.5 W=600 新設
 壁取り合い箇所埋り壁撤去
 天井改修に際しては脚立足場を使用

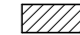


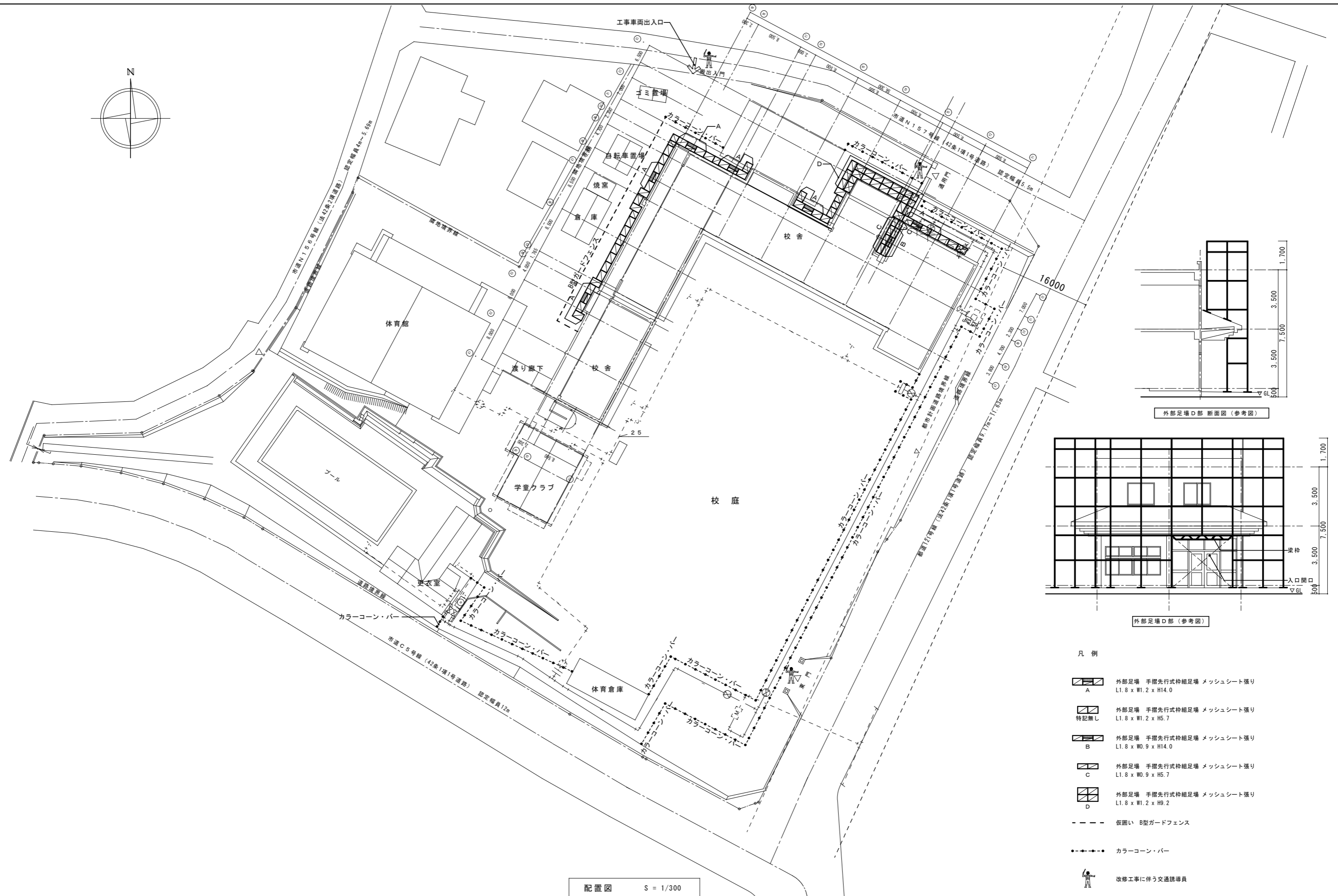
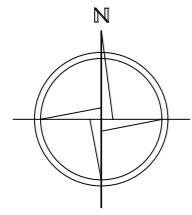
※アルミパネル窓改修箇所共通
 改修前：学校用強化ガラス t=4 撤去
 ガラス押えシーリング 撤去
 改修後：アルミパネル t=4 新設
 パネル間隙 シリコン系シーリング (SR-1) 新設
 アルミパネル穴開け 100φ 及び
 配管廻りシリコン系シーリング (SR-1) 100φ 新設 1箇所

凡例
 : 廊下 天井 G8-D t=9.5 W=600 撤去 (LGS地下存置)
 配管工事終了後 G8-D t=9.5 W=600 新設
 壁取り合い箇所埋り壁撤去
 天井改修に際しては脚立足場を使用

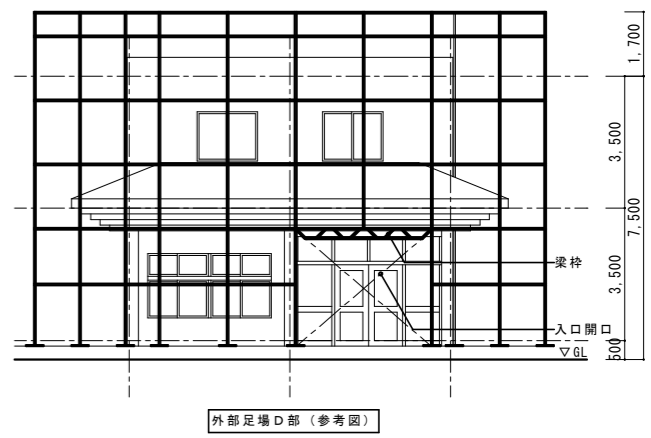
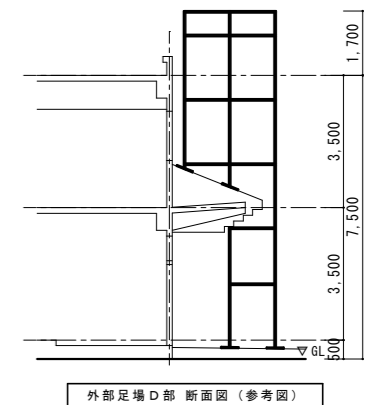


※アルミパネル窓改修箇所共通
 改修前：学校用強化ガラス t=4 撤去
 ガラス押えシーリング 撤去
 改修後：アルミパネル t=4 新設
 パネル周囲 シリコン系シーリング (SR-1) 新設
 アルミパネル穴開け 100φ 及び
 配管廻りシリコン系シーリング (SR-1) 100φ 新設 1箇所

凡例
 : 廊下 天井 GB-D t=9.5 W=600 撤去 (LGS地下存置)
 配管工事終了後 GB-D t=9.5 W=600 新設
 壁取り合い箇所塩ビ製廻り縁 撤去新設
 天井改修に際しては脚立足場を使用



配置図 S = 1/300



- 凡例
- 外部足場 手摺先行式枠組足場 メッシュシート張り
L1.8 x W1.2 x H14.0
 - 外部足場 手摺先行式枠組足場 メッシュシート張り
特記無し
L1.8 x W1.2 x H5.7
 - 外部足場 手摺先行式枠組足場 メッシュシート張り
L1.8 x W0.9 x H14.0
 - 外部足場 手摺先行式枠組足場 メッシュシート張り
L1.8 x W0.9 x H5.7
 - 仮囲い B型ガードフェンス
 - カラーコーン・パー
 - 改修工事に伴う交通誘導員